

新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)
(令和2年度～6年度)

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業

事業進捗状況一覧

令和5年7月

新 宿 区

(子ども家庭部子ども家庭課)

目次

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

- 1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて
 - ① 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利・・・ 1
 - ② 虐待から子どもを守るための取組み・・・ 1
 - ③ 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み・・・ 2
- 2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために
 - ① 質の高い学校教育の推進・・・ 4
 - ② 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援・・・ 6
- 3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために
 - ① 心とからだの栄養素 「遊び」・・・ 7
 - ② 心とからだの栄養素 「文化・芸術」・・・ 8
 - ③ 心とからだの栄養素 「食」・・・ 10
- 4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて・・・ 11
- 5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために・・・ 11

目標2 健やかな子育てを応援します

- 1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組み・・・ 12
- 2 子どもの健やかな成長のために
 - ① 乳幼児の健やかな発達支援・・・ 12
 - ② 学童期から思春期までの健康づくり・・・ 14

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします



- 1 子育て支援サービスの総合的な展開
 - ① 子育て支援サービスの充実・・・ 15
 - ② 経済的な支援・・・ 18
 - ③ 子どもの貧困問題に向けた取組み・・・ 20
- 2 就学前の教育・保育環境の充実
 - ① 保育所待機児童の解消・・・ 21
 - ② 保育サービスの充実と質の確保・・・ 22
 - ③ 幼児教育環境の充実・・・ 23
- 3 放課後の子どもの居場所の充実
 - ① 学童クラブの充実と質の確保・・・ 24
 - ② 放課後子どもひろば等の充実・・・ 24
- 4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために・・・ 25
- 5 ひとり親家庭への支援・・・ 26
- 6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進・・・ 27
- 7 外国につながるのある家庭、子どものために・・・ 28

目標4 安心できる子育て環境をつくります

- 1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり・・・ 29
- 2 子どもの笑顔があふれるまちづくり・・・ 31
- 3 もっと安全で安心なまちづくり・・・ 31
- 4 未来の子どもたちへの環境づくり・・・ 32

表の記載について

「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令和2年度～6年度）」及び「子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業」について事業の進捗状況を一覧にまとめたものです。

- 番号欄の数字は、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令和2年度～6年度）」の事業一覧における番号です。
- 表中の「－」は目標を設定していなかったり、選択する項目がない場合を表しています。
- 表中の斜線は「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令和2年度～6年度）」、「子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業」のいずれか一方が対象外である事業です。
-  緑の網掛けは、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に該当する事業です。
-  黄色の網掛けは、「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第二期）（令和2年度～6年度）」及び「子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業」のうち、令和5年度の新規・拡充事業のほか、事業内容の時点修正などにより更新した事業です。

目標1 未来を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育てます

1-1 未来を担う子どもたちが大切にされる社会に向けて

1-1-1 ① 全ての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
1	子どものための人権擁護委員の活動	子どもの人権又はこれに関わる環境整備について協議するとともに、必要に応じて調査・勧告・意見発表等、必要な措置を行います。また、小・中学校に人権相談カードを配付し、相談事業を実施します。	・「子どもの人権SOSモニター」送付（区立小中学校、各校全学年対象） 配布枚数：約13,000枚 送付時期：5月下旬	-				総務課
2	人権教育の推進	人権尊重教育推進校を指定し、学校で人権教育を効果的に展開するための取組みについて研究し、研究発表等を通して成果を各校で共有します。また、人権教育に関する優れた実践を毎年リーフレットにまとめて区内の全教職員へ配付し、実践の普及・啓発を図ります。	・人権尊重教育推進委員会を年3回実施 ・新宿区人権尊重教育推進校（園）として西新宿子ども園、落合第五小学校、落合中学校を指定し、実践的な研究成果を共有 ・教育管理職の人権教育研修会参加率:100%（動画視聴による参加を含む） ・夏季集中研修において「人権教育」に係る研修を実施 ・人権教育推進委員会たよりの作成及び配付:1,800部発行	・人権尊重教育推進委員会を年3回実施 ・新宿区人権尊重教育推進校として、小・中学校を指定し、実践的な研究成果を共有 ・人権教育の理解啓発を図るためのリーフレットを作成し、教職員向けに配付 ・教育管理職の人権教育研修参加率 100%				教育指導課
3	子どもの施策への参画促進	[小学生・中学生フォーラムの実施]：未来を担う小・中学生が、区政や身の回りのことなど自由なテーマで調べたり考えたりしたことを発表し、区長と意見交換を行う体験を通して区政に対する参画意欲を高めていきます。 [施策への参画]：児童館等における子ども会議への参加・公園の改修計画への参加等において、子どもの参画を促していきます。	・小・中学生フォーラム：小学校3校 中学校1校	子どもが区政に参加できる機会を引き続き確保していきます。				子ども家庭課 子ども家庭支援課 みどり公園課

1-1-1 ② 虐待から子どもを守るための取組み

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
4	子ども家庭・若者サポートネットワーク	教育、福祉、保健、医療、就労支援等の子どもと家庭・若者支援関係組織のより効果的な連携を図るため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置、運営します。 児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを配付しています。 また、令和3年度には関係機関との協議の場やネットワークづくりなどの体制強化を目的に「子育て包括支援部会」を新設し、子育て世代の包括的支援体制を推進しています。	[子ども家庭・若者サポートネットワーク実績] ・代表者会議：2回 ・虐待防止等部会・子育て包括支援部会 部会2回合同、研修8回（内合同2回） ・子ども学校サポート部会 部会1回／研修会5回 ・発達支援部会： 部会2回／研修会2回 ・若者自立支援部会： 部会2回／研修会0回 ・事例検討部会：部会2回 ・サポートチーム会議(5部会合計)：98回	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.7_支援体制の強化	2-(7)-③市町村等の体制強化	子ども家庭支援課
5	子どもと家庭の総合相談（虐待の通報窓口）	子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所を子ども家庭総合支援拠点に位置付け、子どもと家庭に関する相談に総合的に対応しています。児童相談所や関係機関との密接な連携のもと、迅速な対応を行っています。	子ども総合センター及び子ども家庭支援センター4か所の新規相談受理数 虐待 1,296件 養育困難 513件	虐待相談の最初の窓口としての周知をさらに広め、関係機関と連携しながら、困難な課題を抱えた家庭の課題が解決するよう、対応していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.7_支援体制の強化	2-(7)-③市町村等の体制強化	子ども家庭支援課
6	要保護児童対策地域協議会	保護や支援が特に必要な児童やその保護者及び妊婦に適切な支援をするために関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議します。区では、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を要保護児童対策地域協議会に位置付けています。	・サポートチーム会議 (5部会合計で98回開催。うち、虐待防止等部会は75回開催。)	関係機関と連携しながら、要保護児童やその保護者及び妊婦の適切な支援に努めていきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.7_支援体制の強化	2-(7)-③市町村等の体制強化	子ども家庭支援課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
7	育児支援家庭訪問事業 (養育支援)	特に養育に支障があると区が認めた家庭や特定妊婦に対し、専門的な支援員を派遣することにより、養育環境の改善や養育力の向上による児童の健全な成長と、虐待防止を図ります。	養育支援 ・従来型 延べ利用件数：191件、延べ利用時間：401時間 ・短時間対応型 延べ利用件数：206件、延べ利用時間：206時間	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資する ための支援	2.1 親の妊娠・出産 期、子供の乳幼児期に おける支援	2-(1)-①妊娠・出産 期からの相談・切れ 目のない支援	子ども 家庭支 援課
8	要支援家庭を対象とし た子どもショートステ イ	保護者の強い育児疲れや育児不安、不適切な養育状態により、虐待のおそれ、リスク等が見られる家庭において養育が一時的に困難になった場合、施設において児童の養育を行い、養育状況の改善を目指した保護者への支援を行います。	年間延べ利用日数48日 年間延べ利用人数6人	継続して実施していきます。				子ども 家庭支 援課
9	児童相談所の整備	児童福祉の専門機関として、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう、子どもと家庭を援助することで子どもの福祉の向上を図るとともに、その権利を擁護するため、児童相談所を整備します。 また、虐待等から子どもを守る必要がある場合等に、一時的に子どもを保護する施設を整備します。	・児童相談所への職員の派遣研修の実施 計28人 ・児童相談所の設置に向けた課題を解決するため、有識者等を招いた意見聴取の実施 計4回 ・里親の普及に向けた啓発活動 養育家庭体験発表会 48人 (同時開催：子どもショートステイ普及啓発講座) 里親パネル展示 東京都里親普及動画の放映 ・児童相談所関連施設は東京都に貸付し、都の一時保護所として運営されている。区は、施設の維持・管理を行うほか、区職員の派遣研修の場所としても活用している。	児童相談所の整備				子ども 家庭支 援課
10	小学校低学年のための 学習支援教室	子ども総合センター・子ども家庭支援センターでのケース対応の中で、養育環境が整わないために学習の習慣がつかず、学習が遅れてしまう児童に対し、小学校低学年から学習支援を行うことにより、児童の自己肯定感を高めることを目指します。	5所 登録児童数：9人 参加児童数：延べ127人 ・子ども総合センター ・信濃町子ども家庭支援センター ・櫻町子ども家庭支援センター ・北新宿子ども家庭支援センター ・中落合子ども家庭支援センター	—	1_教育の支援	1.7 地域における学 習支援等	1-(1)-②生活困窮世 帯等への学習支援	子ども 家庭支 援課
11	女性及び母子緊急一時 保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助します。	・緊急保護実績 ：単身 1,080泊 ：母子 993泊	—	2_生活の安定に資する ための支援	2.2 保護者の生活支 援	2-(2)-①保護者の自 立支援	生活福 祉課

1-1-③ 子どものいじめ防止や不登校対策等の取組み

12	新宿子どもほっとライ ン	いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」では、専門のカウンセラーが、児童・生徒や保護者からの相談に対応します。	・相談件数 23件	継続して実施していきます。				教育支 援課
13	情報モラル教育の推進	学校情報ネットワークを児童・生徒が自由に活用する中で、情報化社会の利点や注意すべき点を体験的に学習できる環境が整備されています。児童・生徒が情報化の持つさまざまな側面をしっかりと理解できるように情報機器を適切に活用する能力の育成を一層図ります。また、保護者に知ってほしい携帯電 話・スマートフォンによるインターネット利用の注意点をまとめたリーフレットを作成・配布するなど、家庭への働きかけの側面からも情報モラル教育の理解促進を図ります。	・情報モラル教育授業支援全小・中学校で実施 (小学校29校、中学校10校) ・情報教育推進委員会の開催3回	継続して実施していきます。				教育指 導課
14	学校問題支援室の運営	いじめや不登校、その他問題行動等に対する学校の対応を総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカーや学校問題サ ポート専門員等で構成する専門家チーム「学校問題支援室」に より、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の 事案へのフォローアップ等を行います。	・「欠席日数の多い児童・生徒の調査」の実施及び分析 ・「善行・事故・怪我等の報告」の実施及び分析 ・長期休業明けの学校訪問等の実施 ・スクールソーシャルワーカーの定期訪問(年3回)及び 要請訪問	継続して実施していきます。	1_教育の支援	1.2 地域に開かれた 子供の貧困対策のプ ラットフォームとし ての学校指導・運営 体制の構築	1-(2)-①スクール ソーシャルワーカー やスクールカウンセ ラーが機能する体制 の構築等	教育指 導課
15	「新宿区いじめによる 重大事態調査委員会」 及び「いじめによる重 大事態等に関する協議 会」の運営	いじめによる重大事態が発生した際に、第三者の専門家(法 律・医療・学識経験)で構成する「新宿区いじめによる重大事 態調査委員会」が事実関係の調査等を行います。平常時には 「新宿区いじめによる重大事態等に関する協議会」の中で、区 におけるいじめの現状や課題について情報共有を行い、重大事 態発生時に迅速かつ適切に調査できる体制を作ります。	新宿区いじめによる重大事態等に関する協議会の開催 1回	継続して実施していきます。				教育調 整課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
16	不登校児童・生徒への支援	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、多様な教育機会の確保に努めます。不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向け、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援や、通所を希望しない児童・生徒への訪問型支援、中学校で別室登校を行う生徒の支援のための適応指導教室指導員の派遣などを行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図るとともに、フリースクール等との連携を図ります。また、各学校において魅力ある学校づくりや児童・生徒の学習状況に応じた指導の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携により家庭への支援を行うなど、不登校が生じない学校づくりを目指します。不登校担当者連絡会の実施、専門家による研修会の実施等により、教職員への理解啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 多様な教育機会検討委員会：3回（感染症対策のため書面開催） 多様な教育機会検討担当者連絡会：3回 スクールソーシャルワーカーの派遣：3人（40校） 家庭と子供の支援員の派遣：16人（9校） 図書館等を活用した訪問型支援の実施：5人 東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援について、12月に東京都と協定を締結し、1月から運用を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な教育機会検討委員会の実施 家庭と子供の支援員の派遣 図書館等を活用した訪問型支援の実施（令和5年度） 	_1_教育の支援	1.2 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	_1-(2)-①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	教育指導課 教育支援課
17	いじめ不登校の予防やよりよい学級集団づくりのためのアンケートの実施	いじめや不登校、その他問題行動を防止するため、区立学校の小学校4年生から中学校3年生までの全児童・生徒を対象に、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」を実施します。学校満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を診断し、個々の状況に応じた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）の全小中学校での実施（年2回）及び分析 	—				教育指導課
18	小学校へのスクールカウンセラーの配置	小学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立小学校に週1～2回配置します。	<ul style="list-style-type: none"> 全小学校へ派遣（1～2回/週） 	—	_1_教育の支援	1.2 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	_1-(2)-①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	教育支援課
19	中学校へのスクールカウンセラーの配置	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立中学校に週2回配置します。	<ul style="list-style-type: none"> 全中学校へ派遣（2回/週） 	—	_1_教育の支援	1.2 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	_1-(2)-①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	教育支援課
20	教育センターの教育相談	区内在住の幼児から高校生まで及びその保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行います。	<ul style="list-style-type: none"> 面接相談：265件 電話相談：167件 リーフレット（新宿子どもほっとライン・スクールカウンセラー派遣・つくし教室含む）18,000部を作成し、学校、区関係施設に配付 	—	_1_教育の支援	1.2 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	_1-(2)-①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	教育支援課
21	つくし教室	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動などを通して指導・援助を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 通室者数：18人（3月末日現在）（中学生13人、小学生5人） 東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援について、12月に東京都と協定を締結し、1月から運用を開始 	—	_1_教育の支援	1.2 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	_1-(2)-①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	教育支援課

1-2 未来を担う子どもたちの生きる力を育てるために

1-2-1-① 質の高い学校教育の推進

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業	共通		
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
22	学校サポート体制の充実	学校運営の様々な課題への対応を支援するため、学習指導支援員を配置することにより、各学校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 また、学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員への基本的な指導、管理職やミドルリーダーへの学校運営等の具体的な助言を行い、学校の教育力の向上を図ります。 さらに、区の教育課題を踏まえた研究校を指定し、その成果を区立学校で共有するとともに、優れた教育実践や研究活動を行った学校を表彰する制度を作り、教員の一層の意欲の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導支援員の配置：58人 学校支援アドバイザーの派遣：8人 教育課題研究発表会は新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインを用いて実施し、研究成果を共有 実施日:令和4年10月12日 テーマ/ソコン「個に応じた指導」（柏木小学校・新宿中学校） 	継続して実施していきます。				教育指導課
23	学校評価の充実	区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果を踏まえ学校運営の改善につなげています。 また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組みが改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。 小中連携型地域協働学校については、第三者評価委員が小中連携協議会に参加し、関係する小・中学校に対して、指導・助言を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 第三者評価を20校で実施 第三者評価委員による学校関係者ヒアリングの実施 学校評価報告書を全校で作成し、教育委員会へ報告 学校評価の自己評価、学校関係者評価の全校実施 第三者評価時の校長アンケートで学校運営の改善につながったと回答した割合 100% 	継続して実施していきます。				教育指導課
24	ICTを活用した教育の充実	児童・生徒1人1台の端末を整備し、学校の授業の中で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適化された学びや、協働学習による深い学びを実現させるとともに、今後、感染症等による学校の臨時休業等が生じた際は、同時双方向の遠隔授業の実施や児童・生徒と教員との通信手段として活用していきます。 また、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、再構築したICT環境をより一層有効活用するとともに、各校の教材の共有、プログラミング教育及びデジタル教材を活用した教育活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> デジタルドリルや協働学習支援ツールの授業及び家庭学習での活用 学級閉鎖を実施した際のオンラインによる学習指導の実施 各学校のICT推進リーダーを対象とした研修会（2回） タブレット端末に入っているアプリケーションソフトのWeb研修会（4回） 	「新宿区版GIGAスクール構想(個別最適化学習・協働学習・学習機会の確保)」に基づく学校教育の推進 (令和5年度)				教育指導課
25	創意工夫ある教育活動の推進	各学校(園)が「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情に応じた教育活動を具体的に展開するため、特色を生かして実施する教育活動を重視し、各学校(園)の創意工夫ある教育活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 幼児・児童・生徒の実態や地域の教育資源をいかした創意工夫ある教育活動の実践（全区立学校・幼稚園） 学校の主体性や地域の実態・特色を活かした創意工夫ある教育活動が実践されていると評価された学校（A評価）の割合：55.6% 	継続して実施していきます。				教育支援課
26	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実	全ての区立小・中学校が地域協働学校となり、学校と地域が連携・協働して子どもたちの成長に関わり、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。 また、小中連携型地域協働学校を実施することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係が強化されることとなり、今後の地域社会を担う人材の育成へつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会への活動支援：小学校29校、中学校10校、計39校 地域協働学校制度及び取組事例リーフレットの作成 学校運営協議会と地域との連絡会の実施：5校 小中連携型地域協働学校の実施：2地区 	<ul style="list-style-type: none"> 学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価(A～C評価)がAまたはB評価である割合 95% 小中連携型地域協働学校の実施 2地区 (令和5年度) 	1_教育の支援	1.7_地域における学習支援等	1-(7)-①地域学校協働活動における学習支援等	教育支援課
27	スクールスタッフの活用	学校が相互に活用できる地域人材を、授業や部活動等に活かします。	<ul style="list-style-type: none"> 全小中学校、幼稚園で実施 活用人材数：延べ735人 	-				教育支援課
28	キャリア教育の推進	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基礎となる能力や態度を育てることを通して、社会の一員であることを認識し、自己の個性を理解し、発達段階に即したキャリア教育を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験：実施8校 職場体験に代わる代替学習：職場訪問（事業所の見学インタビュー等）2校 	-				教育支援課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
29	スクール・コーディネーターの活動	地域に根ざした人材をスクール・コーディネーターとして学校に配置し、学校・家庭・地域の連携を図り、教育課程や学校行事など様々な場面で学校の活動を支援します。	・配置数：小学校27校 中学校9校 ※小学校2校及び中学校1校は、前任者の退任による後継候補者を選定中	—	1_教育の支援	1.7 地域における学習支援等	1-(7)-①地域学校協働活動における学習支援等	教育支援課
30	外国人英語教育指導員の配置	小学校における英語教育では、低学年から英語を身近な言語に感じ、また英語を活用し積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。このことから、全学年に対し担任と外国人英語教育指導員による質の高い授業を実施することで、英語教育の充実を図るとともに、外国の文化や生活に触れる機会とし、国際理解を深めていくことにつなげます。中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。	・区立小学校（29校合計）1,918日（11,508時間） ・区立中学校（10校合計）1,334日（8,004時間） ・特別支援学校（1校）14日（84時間）	—	1_教育の支援	1.8 その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	教育支援課
31	サイエンス・プログラムの推進	理科教育の充実を図るため、小学校に理科の専門性の高い講師を派遣し、教員への実践指導等を行います。また、中学校では、大学との連携により最先端技術を活用した授業を提供します。	・小学校理科実験名人の派遣：29校 61学級 ・新設SPP授業の実施：全中学校（第2学年 29学級） ・理科実験教室の開催：11回 ・観察実験アシスタントの配置：小学校 8校	—	/	/	/	教育支援課
32	院内学級の運営（特別支援学級の運営）	余丁町小学校に特別支援学級（病弱）として設置し、東京女子医科大学病院内にて実施している院内学級において、病弱児童への教育を行います。	・在籍児童数 延べ4人	—	1_教育の支援	1.5 特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-②特別支援教育に関する支援の充実	教育支援課
33	ICTを活用した英語教育の推進	学習指導要領の改訂に伴い、小学校3・4年生で外国語活動が導入されるとともに、小学校5・6年生で英語が教科化されることをまえ、コミュニケーション能力の向上に向けて、全小学校にデジタル教材を導入し、英語に対する関心・意欲を高めるとともに、効果的・効率的な学習に結び付くように活用します。	・デジタル教材の活用（全小学校）	—	1_教育の支援	1.8 その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	教育指導課
34	英検チャレンジ	生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするために、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学校2年生を対象として、英語受験にかかる費用について補助します。合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。	・英検受験料の全額公費負担 区立中学校2年生225人 区立中学校3年生（2年生で実施しなかった生徒）229人	—	1_教育の支援	1.8 その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	教育支援課
35	学校の法律相談体制の整備	学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中で、弁護士等の専門性を活用することにより、緊急危機事案や学校に対する不当な要求への対応等、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応できる環境を整備します。また、これにより、教職員が児童・生徒等への指導に専念できるよう支援します。	・学校の法律相談体制を整備し、平成30年7月から運用を開始 ・令和4年度相談件数 20件	・各学校において、専門的な見地からの助言による適切な対応を行います。	/	/	/	教育指導課
35-2	部活動運営支援事業	平成30年6月に策定した「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を踏まえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支援します。 令和5年度から部活動指導業務の一部を民間委託化し、指導員の配置部活動数を10程度から30程度に増やします。	・部活動指導員の配置 週30時間勤務：3人 週6時間勤務：6人	継続して実施していきます。	/	/	/	教育支援課
	放課後等学習支援	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒などに対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため放課後等学習支援員を配置します。	・全小中学校で実施 ・チーフ支援員の配置：全小学校 ・延べ参加者数 8,099人 小学校（29校）4,009人 中学校（10校）4,090人	/	1_教育の支援	1.2 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	1-(2)-②学校教育による学力保障	教育支援課
	家庭の教育プログラム（入学前プログラム）	「入学前プログラム」では、入学前等に保護者が集まる保護者会の機会を活用して、入学を機に保護者としての意識を再認識し、保護者同士の仲間づくりにつなげてもらうためのワークショップや、子どもの仲間づくりのためのプログラムを、学校の実情に適した形態で実施します。	29校で開催 延べ1,395人参加	/	1_教育の支援	1.8 その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	教育支援課

1-2-2 一人ひとりの特性に応じた発達と自立への支援

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業	共通		
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
36	発達相談	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行います。必要に応じて関係機関と連携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談：824件 来所相談：593件 訪問相談：49件 	引き続き、障害児や発達に心配のある児童の保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	子ども家庭支援課
37	発達支援、児童発達支援・放課後等デイサービス <子ども総合センター>	就学前及び小学校1、2年生の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童の自立、社会参加を支援するために、通所によるグループ活動や個別活動を通して、言語・理解の促進や運動機能及び日常生活動作の発達を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 単独通所：15人（年中長）、8人（年少） 親子通所：26人 個別指導：137人 就園児：27人（年中長）、6人（年少） 親子活動：24人 	—	2_生活の安定に資するための支援	2.2 保護者の生活支援	2-(2)-②保育等の確保	子ども家庭支援課
38	在宅児等訪問支援	0歳～就学前の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童が、子どもの状況や家庭の事情等で通所できない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、発達の支援や情報提供等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 在宅訪問：延べ32人 登録者数：6人 	—	2_生活の安定に資するための支援	2.2 保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭支援課
39	在籍児童・生徒に対する機能訓練の充実<新宿養護学校>	新宿養護学校に在学する児童・生徒の健康の維持増進、運動機能の向上を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 理学療法士：週2回配置 作業療法士：週2回配置 言語聴覚士：週2回配置 	—	1_教育の支援	1.5 特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-②特別支援教育に関する支援の充実	教育支援課
40	児童福祉法に基づく児童発達支援	発達の心配や心身に障害がある、主に就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 延べ利用人数 6,604人 支給量 27,033日 利用者数 550人/月 利用日数 4日/月 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者 346人/月 利用日数 5日/月（令和5年度） 				障害者福祉課
41	障害児等巡回保育相談<保育園・子ども園等>	障害児及び個別配慮児を対象に年2～3回実施し、障害児保育の適切な運営を図ります。障害等の種類、程度等に合わせた保育や対応への知識を深めることを目的として、発達心理士等の専門家が保育のアドバイスをするため、保育園・子ども園等を巡回します。	区立保育園、区立子ども園、私立保育園、私立子ども園、認証保育所、事業所内保育所、保育ルームで障害児及び特別な配慮を要する児童が在籍している対象園の巡回保育相談を4月～7月、9月～12月、1月～3月の間に年2～3回実施。	継続して実施していきます。年2～3回を基本とし必要な状況に対応できる体制を整えていきます。				保育指導課
42	巡回相談体制の充実	学識経験者や心理職などの専門家が各学校を巡回し、発達障害のある児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言します。	<ul style="list-style-type: none"> 専門家による巡回相談：延べ82回 	継続して実施していきます。	1_教育の支援	1.5 特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-②特別支援教育に関する支援の充実	教育支援課
43	ことばの教室	聴覚及び言語に障害のある幼児・児童・生徒が、障害の状態の改善・克服に必要な技術を身につけることを目的に聴覚・言語指導の専門家による指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <指導延べ件数> 聴覚：31件（初回2件、継続29件） 言語：1,788件（初回87件、継続1,701件） <通室した児童・生徒の延べ人数> 聴覚：13人（幼11人、小2人） 言語：1,000人（幼523人、小476人、中1人） 	—	1_教育の支援	1.5 特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-②特別支援教育に関する支援の充実	教育支援課
44	心身障害者への助成・在宅重度心身障害者への助成（紙おむつ等支給、巡回入浴サービス等）	<ul style="list-style-type: none"> [補装具等の支給]：障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給します。 [障害者歯科診療]：一般歯科診療機関では治療が困難な重度の障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行います。 [その他]：紙おむつ支給、福祉タクシー等 	<ul style="list-style-type: none"> 補装具費の支給：121件 日常生活用具の給付又は貸与：93件 歯科診療：39人 福祉タクシー券：155人 紙おむつ費用助成：延べ9,651件 	—	4_経済的支援	その他	—	障害者福祉課
45	在宅重症心身障害児訪問事業	療養上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行います。	1人	—	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	保健センター

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
46	特別支援教育の推進	発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を強化するために、特別支援教育推進員を増員し、学級内指導体制を充実します。 あわせて、リーフレットの作成や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に努めるとともに、一人ひとりの支援ニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学支援シートの活用を推進します。 さらに、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつまづきを把握し、適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難の状態を踏まえた指導・支援を行います。 また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を踏まえ、医療的ケアが必要な児童・生徒の受け入れについて適切に対応していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育推進員の配置 小学校 56人 中学校 9人 アセスメントツールの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育推進員の配置（令和3年度～） 小学校 64人 中学校 11人 アセスメントツールの活用（令和5年度） 	_1_教育の支援	1.5_特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-②特別支援教育に関する支援の充実	教育支援課
47	まなびの教室（特別支援教室）	通常の学級での学習におおむね参加できるが、発達障害等のため特別な指導を必要とする児童・生徒のための教室です。平成28年度より全区立小学校に、令和元年度より全区立中学校に設置しています。利用する児童・生徒は、普段は在籍学級（通常の学級）で学習し、児童・生徒の状態に応じて、学校内にあるまなびの教室で指導を受けます。社会性を身に付け、コミュニケーション能力を高めて豊かな人間関係を育てるための指導等を、個別や小集団で行っています。	<ul style="list-style-type: none"> まなびの教室の設置 小学校 29校 中学校 10校 	それぞれの障害特性に合わせた指導のさらなる充実を図ります。	_1_教育の支援	1.5_特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-②特別支援教育に関する支援の充実	教育支援課
48	障害者理解教育の推進	東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、各学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。 また、大会終了後においても、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。 障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、知的障害等その他の障害に対する児童・生徒の理解についても深めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ体験を中心とする障害者スポーツ体験事業の実施（40校、ブラインドサッカー、ゴールボール、ボッチャ、パラバレーボール（座位）、車いすバスケットボールから選択） 児童・生徒のアンケートで、障害者理解が深まったと回答した割合は91% 	継続して実施していきます。				教育指導課

1-3 未来を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つために

1-3-1 心とからだの栄養素 「遊び」

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
49	児童館・放課後子どもひろばでの遊びの支援	子どもたちへの健全な遊び場の提供や乳幼児親子の居場所づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 児童館及び児童館機能を持つ子ども家庭支援センター等施設数 20所 放課後子どもひろば実施小学校 29校 	各施設、学校において、遊びを中心とした児童の健全育成を継続して行っていきます。				子ども家庭支援課
50	未来を担うジュニアリーダーの育成	地域活動において子どもたちの中心となって活躍するリーダーの発掘と育成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ジュニアリーダー研修の実施：3回 自然体験活動の実施：2回 表現活動の実施：7回 参加人数15名 	受託事業者と協力し、子どもたちの行動意識の向上を図りながら事業を進めていきます。	_1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	子ども家庭支援課
51	プレイパーク活動の推進	区内の公園でプレイパーク活動を行う任意団体への支援により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進します。また、広報等による周知活動の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> プレイパーク活動支援：4団体5か所（294回実施、28,857人参加） 啓発活動支援：1団体1か所（3回実施、136人参加） 	子どもが屋外で安心して遊べる環境を確保するため、プレイパーク活動を行う団体と連携し、プレイパーク活動を支援していきます。	_1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	子ども家庭支援課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
52	プレイリーダーの養成	地域の遊びの活性化のため、プレイリーダーを養成します。また、広報等による周知活動の支援を行います。	・プレイリーダー養成講座 スタッフ向け：3回実施（17人参加） 地域向け：5回実施（92人参加）	—				子ども家庭支援課
53	みんなで考える身近な公園の整備	地域の公園の整備に当たって、公園周辺の住民と協働して整備計画案を作成するなど、住民参加による公園の整備を行います。	【みょうが坂児童遊園】 ・令和3年度に住民の意見を踏まえて作成した再整備計画に基づき、整備工事を実施した。	・整備公園1園（計16園） （令和5年度）				みどりの公園課
54	新宿中央公園の魅力向上	新宿中央公園の魅力をより高め、誰もが足を運びたい公園にするため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めます。	・西エリア（ちびっこ広場）の工事が完了した。 【令和4年10月完成】	整備完了 5か所 【北エリア】4か所 ポケットパーク 芝生広場 眺望のもり 新宿白糸の滝 花のもり 【西エリア】 ちびっこ広場				みどりの公園課
55	スポーツコミュニティの推進	スポーツの普及啓発（子ども・成人向けスポーツ体験）等を実施します。	・子ども対象スポーツ体験：8回実施365人参加 ・親子対象スポーツ体験：1回実施46人参加 ・成人対象スポーツ体験：2回実施42人参加	—				生涯学習スポーツ課
	夏季施設の運営	夏季休業中における生活指導の重要性から、区外施設を利用し、小学5年生の希望者を対象に、自然体験を中心に、自然に親しむとともに、心身を鍛え、集団宿泊生活を通じて、協働・自立の精神を育成します。	・女神湖夏季施設 7月21日～8月22日（2泊3日） 29校 1,335名参加		1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	教育支援課

1-3-② 心とからだの栄養素「文化・芸術」

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
56	文化体験プログラムの展開	気軽に本格的な文化芸術体験ができる機会を提供することにより、区民の文化芸術活動への参加のきっかけづくりを行います。実施に際しては、専門性の高い文化芸術活動団体等の連携を図り、そのネットワーク、ノウハウ等を十分に活用し、魅力あるプログラムを提供していきます。	①新型コロナウイルス感染症対策のため、芸術体験ひろばを中止 ②夏休み子ども文化体験プログラム 日本舞踊、金屏風づくり等、子ども向けのプログラム10種目を実施（257名参加） ③秋の文化体験プログラム 手描友禅、寄席文字体験等、大人向けのプログラム6種目を実施（159名参加） ④春の文化体験プログラム 組紐体験、長唄三味線等、大人向けのプログラム5種目を実施（122名参加）	プログラム参加者の満足度各期 90%以上				文化観光課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
57	乳幼児文化体験事業	地域団体等と連携して、乳幼児の親子等を対象に、わらべうたあそび等の地域に根差した文化体験事業を実施し、子どもの生きる力と豊かな心を育みます。	【わらべうたあそび】 ・出前講座を9ステージ、ZOOMを用いたオンライン講座を6ステージ、計15ステージ実施 出前講座：大人78名、子ども76名参加 オンライン講座：大人46名、子ども42名参加 【はじめてのおしばい】 ・「子リンとドロンのコンサート」（観劇・動画配信） 観劇：当選動員数2回合計144名（抽選申込者350名） 動画配信：総再生回数504回 ・「ベイビーンアター」「はるなつあきふゆあそびあそび」（観劇・動画配信） 観劇：当選動員数2回合計121名（抽選申込者259名） 動画配信：総再生回数250回 アンケート結果（観劇・オンライン配信） 「とても満足」「まあまあ満足」と答えた割合：91%	—				文化観光課
58	学校における伝統文化理解教育の推進	学校における伝統文化理解教育を充実させるとともに、児童・生徒が郷土である区に愛着を持ち、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、小学校では講師を招き、日本の伝統文化の体験教室等を実施します。 また、中学校においては、各学校の実態に応じて、新宿区の地場産業である染色業の学習や、区内・近隣の劇場施設等を活用した伝統文化（歌舞伎・能楽等）の鑑賞体験を実施するとともに、日本の伝統文化に触れる機会として、和楽器演奏体験を実施します。	・事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合：80.3% ・小学校「伝統文化理解教育」（能楽[狂言]・落語・和奏・日本舞踊）：小学校29校 ・中学校「染色業の学習」講演や体験：中学校10校 ・和楽器体験：中学校10校	継続して実施していきます。				教育支援課
59	学校図書館の充実	子どもの読書活動を推進するとともに、調べ学習など学校図書館を教育活動に一層活用するため、司書等を全校に配置し、学校図書館の計画的な購入、児童・生徒への読書案内やレファレンス、区立図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を図ります。 また、放課後等に自学自習や調べ学習が可能となる環境を充実させるため、令和元年度から学校図書館の放課後等開放を小学校全29校で実施しています。	・図書館支援員の配置：39校 ・活用推進員の巡回支援：40校 ・学校図書館の活用度 45.5% ・学校図書館等で薦められた図書の読書率 38.3%	継続して実施していきます。				教育支援課
60	子ども読書活動の推進	子どもが、自主的に読書活動ができるよう、あらゆる機会を捉え、家庭・地域ぐるみの読書環境・読書活動の支援・啓発を行うことで、子どもの読書活動を推進します。	・子ども読書活動推進会議：3回開催 ・本と絵本の講座：区内2館で2回開催 ・子ども読書リーダー講座：区内7館で計11回開催 ・読み聞かせ講習会：区内1館で2回開催 ・区立図書館における子どもへの年間貸出冊数：520,607冊 ・自主的に1日30分以上放課後や家庭で本を読む小学生（6年生）の割合：45.4%	・区立図書館における子どもへの年間貸出冊数 582,000冊（令和5年度）				中央図書館
61	絵本でふれあう子育て支援	乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子がふれあい楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診（0歳児健診と3歳児健診）の際に、親（保護者）と子に対して読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。	・0歳児及び3歳児健診における読み聞かせは新型コロナウイルス感染症対策のため休止（絵本配付は通年実施） ・令和4年度から当面の間、乳幼児健診時の読み聞かせはこども図書館を会場として実施する。	・0歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 90% ・3歳児健診時の読み聞かせ参加者の割合 94%（令和5年度）				中央図書館
62	図書館サポーター制度	図書館サポーター希望者を登録し、ボランティア活動として読み聞かせや家庭配本、資料整理、対面朗読等を行います。	・お話し・読み聞かせ、家庭配本サービス、本の修理・書架整理、DVD等の換盤などを実施 ・図書館サポーター（ボランティア）の登録人員：221人	—				中央図書館
63	新こども図書館の検討	新中央図書館等の建設に併せて、新こども図書館の整備について検討します。	・新中央図書館及びこども図書館の建設については、新中央図書館等の基本計画を踏まえた検討を継続	—				中央図書館
64	病院配本サービスの充実	区内3病院に長期入院している子どもたちが図書館サービスを受けられるよう、病院への配本サービスを実施します。	・東京女子医科大学病院、国立国際医療センター、東京医科大学病院と提携し、2か月に1回配本サービスを実施					中央図書館

1-3-3 心とからだの栄養素「食」

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和5年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
65	もくもくごっくん支援事業	口腔機能に不安のある乳幼児の保護者に対し、適切な助言を行うことにより育児不安を取り除くとともに、健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、講習会と個別相談を行っています。	・お口の機能講習会参加者：182人 ・個別相談：97人	継続して実施し、乳幼児の健全な口腔機能の育成を図ります。	2_生活の安定に資するための支援	2.3_子供の生活支援	2-(3)-③食育の推進に関する支援	保健センター
66	1歳児食事講習会	1歳児の保護者を対象に、口腔機能の発達を踏まえ、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と試食を行います。	814人	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.3_子供の生活支援	2-(3)-③食育の推進に関する支援	保健センター
67	離乳食講習会	5~6か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行います。	818人	はじめて食事を開始する頃（5~6か月頃）の内容をより充実させ、離乳食のスタート時期の不安を軽減させます。	2_生活の安定に資するための支援	2.3_子供の生活支援	2-(3)-③食育の推進に関する支援	保健センター
68	栄養相談	一人ひとりの健康状態、発育・発達状況、歯の本数や噛む力と食習慣に応じて、適切な栄養相談を行っています。	・妊産婦相談件数：443人 ・乳幼児相談件数：3,868人	継続して実施し、妊産婦や乳幼児の保護者の食に関する悩みを軽減させ、乳幼児の心と体の健康、養育環境の向上を図ります。	2_生活の安定に資するための支援	2.3_子供の生活支援	2-(3)-③食育の推進に関する支援	保健センター
69	メニューコンクール	小学生以下の子どもとその家族や中学生を対象に、オリジナルメニューを公募し、優秀作品を表彰します。	テーマ「備蓄食品を使ったヘルシーメニュー ～ローリングストック実践のために～」 応募数 中学生部門 732名 優秀賞 10人 優秀作品はレシピカードを作成し配布	食への関心や理解を深められるよう、継続して実施します。 ・年1回実施				健康づくり課
70	食育講演会	健全な食生活が実践できるよう、また、食に関する活動に役立ててもらうことを目的として講演会を行います。	2回 オンライン開催 合計296人	継続して実施し、食に関する正しい知識の普及を図ります。 ・年2回実施				健康づくり課
71	児童館等の職員への食育研修	日々子どもと接している児童館指導員を対象に、食育事業の充実を図れるよう、子どもへの適切なアドバイス方法や栄養・食育に関する研修を行います。	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	児童館等での食育の取組みが充実できるよう、継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.3_子供の生活支援	2-(3)-③食育の推進に関する支援	健康づくり課
72	食育講座	児童館等からの要望に応じて、親子クッキングや離乳食・幼児食講座などを行います。	2回	食材に触れたり、調理体験ができる場の拡大を図るため、継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.3_子供の生活支援	2-(3)-③食育の推進に関する支援	健康づくり課
73	保育園・子ども園での食育の推進	子どもたちに栄養バランスや食事のマナー、調理器具など11のテーマを用意し、各園のオーダーで栄養士が保育士、看護師、調理員とともに実施します。	子どもに対する食事指導：20園、保護者に対する離乳食指導など	子どもたちの成長に合わせ、食へ物に対する興味や関心を育てられるよう、教材や内容を充実させていきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.3_子供の生活支援	2-(3)-③食育の推進に関する支援	保育課
74	学校（園）における食育の推進	各学校（園）では、「新宿区立学校・園における学校食育計画」を基に「食育全体計画」を作成し、幼児・児童の発達に応じた系統性のある食育を推進するとともに、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。	・食育推進リーダー連絡会：年間2回 ・生活科や総合的な学習の時間等を活用し、各校において野菜の栽培や米作り、地域の名産品を活用した学習などを実施（全幼稚園、全小学校）	継続して実施していきます。	1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-③学校給食を通じた子供の食生活・栄養状態の確保	教育指導課
75	「食」を通じた健康づくりネットワーク	区の食育に関わる個人・団体から広くネットワーク参加団体を募集し、団体間での講座の開催、相互協力の実施等、各々の特定を活かした食育の推進を図ります。	51団体	-	2_生活の安定に資するための支援	2.3_子供の生活支援	2-(3)-③食育の推進に関する支援	健康づくり課

1-4 子どもから若者までの切れ目のない支援に向けて

76	若者のつどい	20代から30代までの若者を中心に、若者同士の出会い・交流及び地域・行政とのつながりをテーマにイベントを開催し、若い人たちの元気と活力を発信するとともに、区の施策や事業への関心と理解を深めていきます。	・開催回数：1回実施（オンライン開催） ・公式サイト訪問者数：1,077名	継続して開催していきます。				男女共同参画課
77	若者対象講座	若者を対象にした男女共同参画啓発及びエンパワーメントのための講座を開催します。	・開催回数：2回実施（オンライン開催、申込者48人） ・講座の満足度 84%	・講座の満足度 80% (令和5年度)				男女共同参画課
78	だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進	新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害の有無や年齢・性別を問わず、就労意欲を持ちながらも働くことが困難なすべての人に対し、総合的な就労支援を行います。	・コミュニティショップ：5か所 ・IT就労訓練：1か所 ・ジョブサポーターの登録数：計23人 ・若年者就労支援事業（進学含む）就職者数：9人 (参考) 障害者就労支援事業就職者数：50人	・就職者数 15人(若年者等就労支援事業令和3~5年度の累計) (令和5年度)	2_生活の安定に資するための支援	2.4_子供の就労支援	2-(4)-④子供の社会的自立の確立のための支援	消費生活就労支援課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
79	子ども・若者総合相談	子ども・若者に関わる既存の各種相談窓口を活用して、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行います。	・独身期（40歳未満の独身者）の区民が、生活における心配事がないと考える割合：43.8% ・来所相談：4,635件 ・電話相談：16,144件	子ども・若者に関する様々な相談について、専門性の高いそれぞれの窓口で対応するとともに必要に応じて適切な窓口につなげていきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.7_支援体制の強化	2-(7)-③市町村等の体制強化	子ども家庭課
80	消費者教育の推進	「消費者市民社会」を実現するための知識と情報を取りまとめた中学生用消費者教育副読本を作成し、区立中学校の授業で消費者教育の推進を図ります。	区内新中学校1年生向けに約1,500部配布	-				消費生活就労支援課
82	自殺総合対策	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）、ハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業、地域におけるネットワークの強化や普及啓発、自殺対策を支える人材育成など、区を挙げて自殺対策を推進しています。第2期新宿区自殺対策計画（令和5年～9年度）の策定を機に、子ども・若者、女性の自殺者数の増加など、喫緊の課題に対応するため、「自殺対応の専門家による職員向け支援」や「若者・女性支援検討部会の運営」等、新たな自殺対策を実施します。	・ゲートキーパー養成講座動画（区民向け）視聴回数：123回 ・自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修（動画）参加者数：141名 ・自殺総合対策会議：1回開催 ・困りごと悩みごと相談窓口一覧：7,000部配布 ・心の悩み相談啓発用ポケットティッシュ：31,000部配布 ・若者向け相談窓口周知用チラシ：6,000部配布（うち1,000部はポケットティッシュに封入） ・相談窓口自動案内（新宿ソウダンナビ）トップページアクセス数：11,137 ・サイト上の行動者数：2,006名 ・ハイリスク者へのインターネットキーパー事業トップページアクセス数5,817 新規受付数：108名、新規相談者数：65名	新宿区自殺対策計画で掲げている平成27年の年間の自殺死亡率25.3（人口10万人当たりの自殺者数）を、令和8年までにおおむね30%以上減少させることを目指してまいります。				健康政策課

1-5 未来を担う子どもたちが国際社会で活躍するために

83	国際理解につながる情報発信	しんじゅく多文化共生プラザを中心に、外国人と日本人の相互理解につながる情報発信を行います。	・新宿区多文化共生連絡会を通じて情報を発信 ・新宿区多文化共生連絡会メールマガジンによる情報発信12回	継続して実施していきます。	1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	多文化共生推進課
84	友好都市との交流事業 (1)人的交流事業	友好都市のドイツ・ベルリン市ミッテ区と青少年の派遣と受入れとを交互に実施し交流を続けます。	ミッテ区から、青少年を受け入れ予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止	-	1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	多文化共生推進課
85	友好都市との交流事業 (2)作品交流事業	毎年、友好都市（中国・北京市東城区、ギリシャ・レフカダ市）と新宿区の児童生徒の絵画・書道作品を集め、展示会を開催するとともに、海外の友好都市（中国・ギリシャ）へ作品を贈ります。	オンライン展示にて児童・生徒の作品交流	-	1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	多文化共生推進課
86	創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進	東京2020大会後もオリンピック・パラリンピック教育をレガシーとして継続し、各校が特色ある教育活動を展開することで児童・生徒が心身の調和的発達を遂げられるようにします。	・全小・中・特別支援学校において障害者スポーツ体験を軸とする障害者理解教育を実施	継続して実施していきます。	1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	教育指導課
87	英語キャンプの実施	英語だけの環境に身を置く2泊3日の英語キャンプを実施し、英語を用いた簡単なゲームやクイズを通して、楽しみながら、英語によるコミュニケーション能力の基礎を養います。プログラムに新宿のまちの紹介や外国人観光客に対する道案内の仕方等を盛り込んだり、キャンプ終了後にボランティア体験等の機会を提供することで、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として醸成したグローバルマインド等の気運の継承を図るとともに、語学習得に対する意欲を高めます。	○中学生の部 実施時期：8月11日～13日 参加人数：区立中学校1～3年生 合計32人 楽しさを実感したと回答した割合：100% ○小学生の部 実施時期：8月14日～16日 参加人数：区立小学校5・6年生 合計92人 楽しさを実感したと回答した割合：90.9%	継続して実施していきます。				教育支援課

目標2 健やかな子育てを応援します

2-1 妊娠・出産からはじまる子育て支援の取組み

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
88	母親・両親学級等の開催	母親・父親になる人を対象に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施しています。	・母親学級・両親学級受講者数 1,631人 母親学級：36回 両親学級：32回 マタニティセミナー：2回	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	保健センター
89	妊婦健康診査	委託医療機関において、妊娠中の健康診査を行うことで、妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防を図ります。	・健診件数支払実績 妊婦健診：27,681件 超音波検査：6,076件 子宮頸がん検診：2,455件	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	健康づくり課
90	妊婦歯科健康診査	妊娠中に歯科健康診査を実施し、むし歯や歯周病等の早期発見及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図ります。	・健診受診者数：937人	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	健康づくり課
91	出産・子育て応援事業（ゆりかご・しんじゅく）	全ての妊婦が妊娠から保健師等の専門職に相談できる機会を設け、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握し、産後うつ予防や虐待予防を図るとともに、支援が必要な妊婦は継続的に支援していきます。	・妊娠届をした妊婦のうち、面接を受けた割合 95.7%	・妊婦との面接率 100%	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	健康づくり課 保健センター
92	はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦とおおむね3~4か月児までの子を持つ母親を対象に、母親同士の交流と助産師等による育児相談、保健情報の提供を行います。	・妊婦 延べ136人 産婦 延べ450人	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	保健センター
93	妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付します。	・交付数：延べ44件	—	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	保健センター
94	妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等により、入院加療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を行います。	・医療券交付申請受理数：0件	—	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	健康づくり課
95	助産施設への入所	保健上必要であるにも関わらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦に対して、出産費を公費で負担します。	・実績20件	—	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	子ども家庭課
令和3年度新規事業	産後ケア事業	産婦の心身のケア、育児のサポート等を行うことで、母子とその家族が穏やかな育児ができることを目的として、出産後の母子を対象としたショートステイ型・デイサービス型・アウトリー型等の産後ケアを実施します。	・利用実績：142人 産後ケア事業利用者へのアンケートにおいて、利用前に期待していたことが「達成できた」と回答した割合：98.2%	—	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	健康づくり課

2-2 子どもの健やかな成長のために

2-2-1 乳幼児の健やかな発達支援

共通				子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通	
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
96	親と子の相談室	3~4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方を対象に、育児不安の解消及び虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行います。	・開催回数：11回 相談人数：延22人 要支援事例検討件数：322件	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	東新宿保健センター
97	はじめまして赤ちゃん応援事業（子育て世代のストレスマネジメントの講話）	子育ての不安・ストレスなどと上手に付き合えるよう、はじめまして赤ちゃん応援事業（妊婦とおおむね4か月児までの乳児を持つ母親を対象とした事業）において、ストレス対処法のミニ講話を行い、同内容のリーフレットを配布します。	・妊婦 延べ136人 産婦 延べ450人	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	保健センター

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
98	オリーブの会（MCG） MCG：Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図ります。	・開催回数：12回 ・相談人数：延29人	継続して実施していきます。	2.生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	東新宿保健センター
99	すくすく赤ちゃん訪問	0か月～生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師、保健師、看護師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導します。また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげます。	・訪問実績：1,982人	全ての家庭に訪問できるよう、継続して実施していきます。	2.生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	健康づくり課保健センター
100	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査（3～4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児）、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に実施しています。	※順番に「対象者数」「受診者数」「受診率」 ・3～4か月児健診：2,262人 2,082人 92.0% ・6か月児健診：2,262人 2,042人 90.3% ・9か月児健診：2,262人 1,964人 86.8% ・1歳6か月児健診：2,154人 1,879人 87.2% ・3歳児健診：2,078人 1,915人 92.2%	受診率の維持を図ります。	2.生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	健康づくり課保健センター
101	新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見・早期療育のため、出産後早期に新生児聴覚検査を実施します。また受診状況を把握し、支援が必要な児と保護者を、継続的に支援していきます。	新生児聴覚検査実施状況 ・初回検査確認人数：2,316人 ・初回検査実施率99.7%（不明除く） ・確認検査対象者数：20人 ・精密検査代調数：11人	継続して実施していきます。				健康づくり課保健センター
102	乳幼児から始める歯と口の健康づくり	保育園等での出張歯科健康教育、デンタルサポーターであるかかりつけ歯科医による相談やフッ化物の塗布など、乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、地域、かかりつけ歯科医、子育て専門職等の連携を強化することにより、乳幼児からの歯と口の健康づくりを推進します。	・小学校1年生のむし歯のない子どもの割合：78.3% ・歯と口の健康チェックとフッ化物塗布：3,936人（実人数） ※令和3年度より7歳まで延長 ・デンタルサポーター研修会（子育て支援専門職対象）申込者数：175名 再生回数：279回	継続して実施していきます。	2.生活の安定に資するための支援	2.3.子供の生活支援	2-(3)-③食育の推進に関する支援	健康づくり課
103	育児相談・育児グループ	乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施します。また、双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施します。	・育児相談：51回（延べ1,253人） ・育児グループ：23回（延べ114人）	継続して実施していきます。	2.生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	保健センター
104	すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の心配がある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、病気の早期発見や療育の相談を行います。	・延べ19人	継続して実施していきます。	2.生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	牛込保健センター
105	家庭における乳幼児事故防止対策	乳幼児の不慮の事故を防ぐため、母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行います。	事故防止のリーフレット配布 ・乳児健診：2,057人 ・離乳食講習会：818人 ・はじめて歯科相談：958人	継続して実施していきます。				保健センター
106	子どもに関する医療情報の提供	家庭において安心して子どもの健康を守るよう、子どもによくある症状や病気の対処方法や医療機関情報などについて情報提供をするとともに、学習の機会を設けます。	・子どもの医療情報ハンドブックの作成・配布：3,400人	継続して実施していきます。				保健センター
107	小児夜間診療	夜間に急病になった子どもに対して、小児科の急患診療を実施します。	・実施場所：「しんじゅく夜間こども診療室」（国立国際医療センター病院内（戸山1-21-1）） ・実施時間：月～金曜日19:00～22:00 土・日・祝日・年末年始18:00～22:00 （日・祝・年末年始は令和4年8月から開始） ・診療科：小児科 ・令和4年度実績：827人	継続して実施していきます。				健康政策課
108	休日診療	日曜・祝日・年末年始に急病になった子どもに対して、小児科の急患診療を実施します。	・実施場所：新宿区医師会区民健康センター（新宿7-26-4） ・実施時間：日曜・祝日・年末年始 9:00～17:00 ・診療科：小児科 ・令和4年度実績：767人	継続して実施していきます。				健康政策課
109	産婦健康相談	産後の健康や授乳相談及び育児不安の解消のため、3～4か月児健診時に併せて、助産師による健康相談や保健師、栄養士による保健・栄養相談、歯科衛生士による歯科相談を行っています。	・延べ2,055人	—	2.生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	保健センター

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業	共通		
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
110	未熟児、発育・発達 の支援を要する子への 対応	未熟児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発達・発育の支援を要する子の早期対応を行い、養育及び子育ての支援を充実していきます。	・未熟児等訪問：延べ14人 ・乳幼児経過観察健診：延べ234人 ・経過観察（心理）1歳6か月児及び3歳児：延べ403人 ・すこやか子ども発達相談：延べ19人	—	2_生活の安定に資する ための支援	2.1_親の妊娠・出産 期_子供の乳幼児期に おける支援	2-(1)-①妊娠・出産 期からの相談・切れ 目のない支援	保健セ ンター
111	歯科衛生相談	歯科医師及び歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防及び口腔機能に関する相談や歯みがき指導を、「はじめて歯科相談（1歳児）」「ここにこ歯科相談（2歳児）」等の相談日を設け実施しています。	・歯科相談：1,937人	—	2_生活の安定に資する ための支援	2.3_子供の生活支援	2-(3)-③食育の推進 に関する支援	保健セ ンター
112	ぜん息予防アレルギー 相談	15歳未満を対象に、ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等について、診察や栄養・住環境相談を行います。	・個別相談：2組4人	—				健康政 策課
113	予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施します。	・定期予防接種（A類）接種率：91.42% ・任意予防接種接種率：78.86%	—	2_生活の安定に資する ための支援	2.1_親の妊娠・出産 期_子供の乳幼児期に おける支援	2-(1)-①妊娠・出産 期からの相談・切れ 目のない支援	保健予 防課

2-2-2-② 学童期から思春期までの健康づくり

114	小・中学生への喫煙防 止に関する普及啓発事 業	小・中学生に対する講演会の開催などを通じ、喫煙の害についての普及啓発を図ります。	小学校2校開催（参加児童126人） 中学校3校開催（参加生徒262人）	—					健康づ くり課
115	出張健康教育	学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・命の大切さなどについて、学齢期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施します。	AIDS・性感染症予防の知識 区立中学校4校 13回 402人 児童養護施設1施設 2回 17人	継続して実施していきます。					保健予 防課 保健セ ンター
116	10代のこころの健康に 関する普及啓発	思春期にこころの不調が長引くと、不登校やひきこもり、こころの病気になることがあります。周囲が早い段階で気づき適切な支援につなぐために、また、悩んでいる本人が周囲にSOSを発することができるよう、普及啓発の強化を図っています。	「気づいて！こころのSOS」 リーフレットの作成・配布 3,500部 （保護者向けリーフレット2,200部 教員向けリーフレット650部も同時配布）	継続して実施していきます。					保健予 防課
117	健康相談	保健センターでは、思春期からのこころと体の相談を「精神保健相談」などで受けています。女性の健康支援センター（四谷保健センター内）では、思春期からの女性のこころと体の健康に関して電話、面接で随時相談を受けています。	・精神保健相談開催回数（4保健センター合計）74回 ・女性の健康支援センター（随時相談）電話17件、 面接15件	継続して実施していきます。					保健セ ンター
118	スポーツへの関心と体 力の向上	児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小学校及び中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します（中学校では授業やその合間に実施できるダブルタッチを中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています）。記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。	・全小学校で「スポーツギネス新宿」実施し、成績優秀者を各校で表彰（全小学校、3月） ・全中学校で「中学校版スポーツギネス新宿（ダブルタッチ）」を実施し、成績優秀者をDVDに収録し配布（全中学校、3月） ・小・中学校の体力テストと幼稚園を対象とした区独自の体力テストを実施（全幼稚園、全小・中学校） ・小学校体育科における「体育指導リーフレット」を作成し、配布（全小・中学校）	継続して実施していきます。					教育指 導課
119	セーフティ教室や薬物 乱用防止教室の実施	警察や薬剤師などの専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施します。	・全小中学校で実施	継続して実施していきます。					教育指 導課
120	小児生活習慣病予防健 診	生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に予防健診を実施し、専門医療機関での治療や保健センターでの健康・栄養相談の利用等を推奨します。	・小学校：101人 ・中学校：30人	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資する ための支援	2.3_子供の生活支援	2-(3)-③食育の推進 に関する支援	学校運 営課	

目標3 きめこまかなサービスで全ての子育て家庭をサポートします

3-1 子育て支援サービスの総合的な展開

3-1-1-① 子育て支援サービスの充実

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱(令和元年11月)			担当課
					大項目	中項目	小項目	
121	一時保育の充実	緊急の事情(出産・病気・裁判員として従事等)や育児疲れの解消・会合出席等の理由で、一時的に子どもの保育が必要になったときに、保育施設・子ども園では生後6か月から就学前の子どもの対象に一時保育を実施し、在宅で子育てしている家族を支援します。 保育園・子ども園の開設の際、専用室の整備が可能な場合は専用室型一時保育を充実させていきます。	区立保育園 ・空き利用型:11か所 ・専用室型:1か所 私立保育園 ・空き利用型:45か所 ・専用室型:7か所 区立子ども園 ・空き利用型:4か所 ・専用室型:6か所 私立子ども園 ・空き利用型:1か所 ・専用室型:6か所	保育園・子ども園の開設の際、専用室型の整備が可能な場合は、地域のバランスを考慮し、専用室型一時保育を充実させていきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	保育課
122	区立認可保育園・こども園の管理運営	保護者の就労等により保育を必要とする子どもを預かる保育園と、保育園と幼稚園の機能を持つ子ども園では、就学前の子どもの成長と発達を見据えた一貫した教育・保育を行うとともに、延長保育、障害児保育、医療的ケア児保育及び利用者支援事業などにより、地域すべての子育て家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ります。	年間延受入実績 ・区立認可保育園(公営):12,404人(10園) ・区立認可保育園(民営):3,466人(2園) ・区立認定こども園:15,229人(10園)	—	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-②保育等の確保	保育課
123	保育所への保育委託(私立認可保育園)	保護者の就労や疾病により家庭で保育を受けることが困難であると区から認定を受けた子どものうち、私立認可保育園に入所している就学前の子どもの費用を支弁します。	・私立保育園:52園	—	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-②保育等の確保	保育指導課
124	認定こども園等への施設型給付等(私立認定こども園・地域型保育事業)	教育と保育を一体的に行う認定こども園や会社等が設置する事業所内保育所など、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用する就学前の子どもに対し、その費用を施設型給付費等により施設を通じて給付します。	・私立子ども園:7園	—	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-②保育等の確保	保育指導課
125	ひろば型一時保育の充実	身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援していきます。	・ひろば型:4ヶ所 ・利用人数:延べ2,724人	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭支援課
126	ファミリーサポート事業	子育ての援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)を会員とする、区民の相互援助活動をサポートする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営しています。	・利用人数(就学前) 8,057人 ・利用人数(就学後) 3,570人 ・病児・病後児保育事業 10人 ※会員数:3,001人(病児・病後児預かり会員を含む) (内訳)利用会員:2,633人 提供会員:357人 両方会員:11人	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭支援課
127	母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図ります。	第三者評価の実施 ・区立母子生活支援施設:1か所	—				子ども家庭課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
128	子どもショートステイ	病氣、出産、介護、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、昼夜を通して子どもの養育ができないときに、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かります（利用対象は0歳から18歳未満の子ども）。 従来の子どもショートステイ事業に加え、保護者の強い育児疲れ等が見られる要支援家庭を対象としたショートステイ事業を実施し、子どもの生活指導や発達・行動の観察を行うとともに、子どもの養育環境が適切に整備されるよう、保護者への助言等を行います（利用対象は小学校就学前までの子ども）。 また、保護者が子どもと一緒にレスパイト・ケアを希望する家庭や、子どもとの関わり方や養育方法について助言等が必要な家庭に対して、施設等で受け入れ支援します（利用対象は0歳から18歳未満の子ども及び保護者）。	子どもショートステイ ・延べ利用日数 二葉乳児院 242日 協力家庭 346日 ・延べ利用人数 二葉乳児院 91人 協力家庭 144人 要支援家庭を対象としたショートステイ ・延べ利用日数 二葉乳児院 48日 延べ利用人数 6人	利用しやすい環境整備を図ります。	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭支援課
129	トワイライトステイ事業	夜間に仕事等で保護者が不在になる等、養育環境が整わない生活6か月～18歳未満の子どもを、協力家庭で預かり、夕食の提供も含めた支援を行います。	トワイライトステイ ・延べ利用日数：56日 ・延べ利用人数：56人	—	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭支援課
130	障害幼児一時保育	一時的に保育が必要なお子、心身の障害や発達に心配のある子どもを預かります（平日及び土曜、月3回まで）。3歳児以上就学前の子どもが対象で、事前に登録が必要です。	・登録者数：69人 ・利用者数：延べ267人	—	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭支援課
131	子ども総合センターの運営	区の総合的な子育て支援施設として、子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、各種のサービスを提供します。	・子どもと家庭の総合相談：3,897人 ・児童コーナーの利用：31,908人 ・親と子のひろば利用：10,587人 ・発達相談：1,466人 ・児童発達支援・放課後等デイサービス利用：延べ4,923人 ・在宅児童訪問利用：延べ32人 ・障害児一時保育利用：延べ267人	総合的な子育て支援施設としての運営を継続していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.7_支援体制の強化	2-(7)-③市町村等の体制強化	子ども家庭支援課
132	子ども家庭支援センターの運営	子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、虐待防止の取り組みを含めた要保護児童支援の仕組みを充実させていきます。	・5か所	・子ども総合センター1か所 ・子ども家庭支援センター4か所	2_生活の安定に資するための支援	2.7_支援体制の強化	2-(7)-③市町村等の体制強化	子ども家庭支援課
133	子育て支援コーディネーター体制の充実	利用者支援事業及び子どもと家庭の総合相談に従事する区職員のコーディネーター能力や専門性を向上させる研修等を通じて、子育て支援コーディネーター体制の充実を図ります。	<研修受講者累計：74人> 内訳 ・児童相談関係（福祉局含む） 25人 ・ペアレント・トレーニング 2人 ・特別区専門研修 37人 ・施設見学 10人	子ども総合センター、子ども家庭支援センター職員の研修への参加を継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.7_支援体制の強化	2-(7)-⑥相談職員の資質向上	子ども家庭支援課
134	子育て訪問相談事業	豊富な経験に基づく相談員による訪問相談を行います。	・子育て訪問相談件数：5件	—				子ども家庭支援課
135	育児支援家庭訪問事業（産前産後支援）	育児や家事等の支援を必要とする家庭に援助者（ヘルパーまたは産後ドゥーラー）を派遣することによって、養育者の精神的・身体的負担を軽減し、産前産後の生活を支援します。 令和4年度からは、利用できる曜日や時間帯の拡充に加え、多胎児家庭や多子家庭など、より支援が必要な家庭への支援を充実させます。	・産前支援 利用件数：延べ154件 利用時間：延べ378時間 ・産後支援 利用件数：延べ2,867件 利用時間：延べ7,779時間	—	2_生活の安定に資するための支援	2.1_親の妊娠・出産期・子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	子ども家庭支援課
136	家庭訪問型子育てボランティア推進事業	未就学児（6歳以下）がいる家庭に、一定の研修を受けたホームビシター（ボランティア）が、週1回2時間程度、4～6回無償で訪問します。訪問先では「傾聴」（話を聞き）・「協働」（一緒に何かをする）等の活動を行うことにより、訪問した家庭（親）が心の安定を取り戻し、地域へと踏み出して他の支援や人々と繋がるきっかけづくりを応援します。	・訪問家庭数：46件 ・ホームビシター訪問回数：延べ273回 ・ホームビシター養成講座受講者：9人	—				子ども家庭支援課

共通				新宿区子ども子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱(令和元年11月)			担当課
					大項目	中項目	小項目	
137	子どもと家庭に対する 身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応します。相談内容によって適切な相談機関につなげていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども家庭支援センター40,151件 児童館 1,128件 育児相談：1,253件(保健センター) 子育て相談(入園相談含む) 区立保育園457件 区立子ども園444件 教育相談：432件(教育センター) 	—	2_生活の安定に資するための支援	2.7_支援体制の強化	2-(7)-③市町村等の体制強化	保育指導課 子ども家庭支援課 保健センター 教育支援課
138	地域子育て支援拠点事業	子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、地域子育て支援センター、ゆったりーの、区立保育園、子ども園など、地域の身近な場所で、妊娠期から子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども総合センター：1か所 児童館：15か所 子ども家庭支援センター：4か所 地域子育て支援センター等：3か所 区立保育所：10か所(民営園を除く。) 公私立子ども園：17か所 	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	保育指導課 子ども家庭支援課
139	利用者支援事業	子ども総合センター・子ども家庭支援センター・地域子育て支援センター二葉・ゆったりーにおいて、子どもや保護者が、保育所、認定こども園、幼稚園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供、相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 個所数 7ヶ所(令和4年4月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> 個所数 7か所 				子ども家庭支援課
140	幼稚園子育て支援事業の実施	区立幼稚園では、未就園児を対象に西戸山幼稚園でつどいのへや事業(地域子育て支援拠点事業)を実施しているほか、全園で子育て相談、園庭開放等を実施しています。また、区内の私立幼稚園でも多くの園で子育て相談や園庭開放等の子育て支援事業を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 未就園児親子への施設開放 新型コロナウイルス感染症対策のため制限を加えて一部の園で実施 西戸山幼稚園「つどいのへや」 4月1日から5月9日の期間は新型コロナウイルス感染症対策のため中止。5月10日以降については事前予約制で実施 	継続して実施していきます。				学校運営課
141	キッズページの運営	区公式ホームページにおいて、キッズページを運営します。子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていきます。	<ul style="list-style-type: none"> 区のこと、区の事業、社会の動きなどを子どもにわかりやすく掲載・更新 新型コロナウイルス感染症の予防啓発のため、「手洗いソングピカピカあわわ」ページへのリンクをキッズページトップに引き続き掲載 トップページに設置している悩み相談の窓口のパナーリンク画像を拡大し、見やすくした。 キッズページアクセス件数：17,467件 	引き続き、子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供していきます。				区政情報課
142	子育て支援情報の配信	スマートフォンアプリ「しんじゅく子育て応援ナビ」により、妊娠前から未就学児を対象に、子どもの年齢やお住まいの地域など、各家庭の状況に合わせた子育て支援情報(健康診断、予防接種、各種イベント等)を配信します。また、乳幼児を連れての外出時に便利な店舗や施設を紹介する「子育て応援ショップ&マップ」機能も、アプリから利用することができます。	<ul style="list-style-type: none"> アプリダウンロード件数：855件 通知等閲覧件数：28,792件 	<ul style="list-style-type: none"> 通知等閲覧件数 80,000件 				子ども家庭課
143	子育て情報ガイドの発行	子育て支援に関する情報をまとめた冊子を作成し、関係機関窓口で配付するとともに、母子健康手帳交付時に、対象家庭に配付します。	<ul style="list-style-type: none"> 「2022新宿はっぴー子育てガイド」を作成し、区内の未就学児を持つ世帯及び妊娠中の方を対象に配布。配布：7,000部 	—				子ども家庭課
144	こどもホームページの充実	新宿区立図書館ホームページの「こどもページ」で本の紹介や行事のお知らせ、おすすめの本の紹介をしています。これからも内容の見直しや工夫をして、「こどもページ」の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 「こどもページ」を定期的に更新 ホームページ上でジャンル別のお役立ちサイト「doocodemo(どこでも)としよじつ」を公開 	—				中央図書館
令和5年度新規事業	家事育児サポート事業(ハビーシッター利用支援事業)	保護者の多様なニーズに応えるため、日常生活上の突発的な事情等により一時的にハビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して、その利用料の一部を補助します。(利用対象は0歳～満6歳に達する年度の末日までにある児童)		ハビーシッター利用料助成申請 利用者数 262人 ※R5の対象児童数 13,127人×2%で算出	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭支援課

3-1-② 経済的な支援

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
145	児童手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、15歳到達後最初の3月31日までの子どもを対象に手当を支給します。（令和4年6月分以降、特例給付にも所得制限が設けられます。）	・受給者数：13,687人 ・対象児童数：19,833人	継続して実施していきます。	4_経済的支援	4.1_児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施	—	子ども家庭課
146	児童育成手当（育成手当・障害手当）	[育成手当]：「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給します。 [障害手当]：「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給します。	・受給者数：1,714人 内訳 育成手当 1,609人 障害手当 105人 ・対象児童数：2,192人	継続して実施していきます。	4_経済的支援	その他	—	子ども家庭課
147	児童扶養手当	「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は、20歳未満）で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人（平成22年8月から父子家庭の父も対象）に支給します。	・受給者数：1,203人 ・対象児童数：1,576人	継続して実施していきます。	4_経済的支援	4.1_児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施	—	子ども家庭課
148	特別児童扶養手当	「20歳未満で、愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級程度、日常生活に著しく制限を受ける疾病等を有する児童」を養育している人に支給します。	・受給者数：146人 ・対象児童数：148人 内訳 1級 89人 2級 59人	継続して実施していきます。	4_経済的支援	その他	—	子ども家庭課
149	子ども医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	・受給者数：31,724人 ・医療助成費：1,243,796,207円	継続して実施していきます。	4_経済的支援	その他	—	子ども家庭課
150	誕生祝い品の支給	新たな子どもの誕生を祝い、出産された方と家族に祝意を表すために、誕生祝品（木工製品、絵本ガイドブック）を支給します。	・支給件数 2,010件	—				子ども家庭課
151	母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを育てている母子家庭等が、事業開始、住宅改修、修学、就職などで資金が必要となった場合に貸付けを行います。	・実績：6件	—	1_教育の支援	1.6_教育費負担の軽減	1-(6)-④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	子ども家庭課
152	ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成します。	・受給者数：1,480人 ・医療助成額：69,621,232円	継続して実施していきます。	4_経済的支援	その他	—	子ども家庭課
153	保育園・子ども園等の保護者の負担軽減	子育て世帯の負担軽減の観点から、3歳から5歳までの全ての子どもと、0歳から2歳までの非課税世帯の子どもに係る保育園・子ども園等の保育料を無償化します。また、認証保育所等の利用料についても、上記の子どものうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象に上限額の範囲内で無償化します。	年間延べ対象人数 ・区立保育園 8,916人 ・私立保育園 23,553人 ・区立子ども園（保育園機能）7,936人 ・私立子ども園（保育園機能）5,643人 ・保育ルーム 34人 ・事業所内保育所 23人 ・認証保育所 635人 ・その他認可外保育施設等1,751人 ・一時保育 22人 ・預かり保育（私立子ども園）214人	幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、適正に実施していきます。	1_教育の支援	1.1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1-(1)-①幼児教育・保育の無償化	保育課 保育指導課
154	保育園・子ども園等の保護者の多子世帯負担軽減	多子世帯の負担を軽減するため、保育園・子ども園等の保育料について、所得の多寡や年齢に関わらず、生計を一にする被保護者の第2子半額、第3子以降無償とします。また、認証保育所については、第3子以降のほか、第2子についても多子世帯に係る助成を実施します。	年間延べ対象人数 ・区立保育園 3,028人 ・私立保育園 7,450人 ・区立子ども園（保育園機能）2,700人 ・私立子ども園（保育園機能）1,953人 ・保育ルーム 106人 ・事業所内保育所 181人 ・家庭的保育事業 6人 ・居宅訪問型保育事業 9人 ・認証保育所 1,185人 ・その他認可外保育施設 68人	周知を徹底し、対象児童について適正に実施していきます。				保育課 保育指導課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
155	区立幼稚園保護者の負担軽減	所得の多寡に関わらず、区立幼稚園の入園料と保育料を無料とし、保護者の負担軽減を図ります。	・令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に基づき従来の負担軽減を廃止し、全園児の入園料・保育料を無償化	幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、適正に実施していきます。	_1_教育の支援	1.1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1-(1)-①幼児教育・保育の無償化	学校運営課
156	私立幼稚園保護者の負担軽減	幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、私立幼稚園保護者の負担軽減を図ります。	・1,357人（115,376,482円）	幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、適正に実施していきます。	_1_教育の支援	1.1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1-(1)-①幼児教育・保育の無償化	学校運営課
157	島田育英基金	基金の運用益金を、学業優秀な区内在住中学生が高等学校等へ進学する際、育英資金として支給します。	・15人（@120,000円/人）	—	_1_教育の支援	1.6_教育費負担の軽減	1-(6)-②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減	総務課
158	学童クラブの利用料の減免	生活保護受給世帯や当該年度住民税非課税等の世帯の学童クラブの利用料を免除するとともに、一定の要件のある世帯の学童クラブの利用料を減額します。	・減免人数：192人	—	_4_経済的支援	その他	—	子ども家庭支援課
159	心身障害者医療費助成	重度心身障害者及び重度心身障害児（子ども医療費助成対象終了後）が、健康保険を使って診療を受けたときの自己負担分（全額又は一部）を助成します（事業経費は全額東京都が負担し、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が一部の事務を実施）。	・受給者証交付件数：2,440件	—	_4_経済的支援	その他	—	障害者福祉課
160	心身障害者福祉手当	児童育成手当（障害手当）に該当しない障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	・受給者数 身体障害者手帳：4,111人 愛の手帳：702人	—	_4_経済的支援	その他	—	障害者福祉課
161	重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする障害児・障害者に支給します。（一定の要件有）	・受給者数：167人	—	_4_経済的支援	その他	—	障害者福祉課
162	障害児福祉手当	20歳未満で身体又は精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給します。（一定の要件有）	・受給者数：71人	—	_4_経済的支援	その他	—	障害者福祉課
163	養育医療の助成	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。	・医療券交付申請受理数：56件	—	_4_経済的支援	その他	—	健康づくり課
164	育成医療の助成	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。	・医療券交付申請受理数：4件	—	_4_経済的支援	その他	—	健康づくり課
165	大気汚染医療費の助成	大気汚染による気管支ぜん息等4疾病の医療を受けた場合に、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。4疾病：気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺きしゅ（一定の要件有） ※新規認定は18歳未満の子どもが対象	・認定者数：1,098人 （うち18歳未満：11人）	—	_4_経済的支援	その他	—	健康政策課
166	小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療にかかる医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。（所得により自己負担有）	・申請書受理：181件	—	_4_経済的支援	その他	—	保健予防課 保健センター
167	難病医療費等助成	国・都が指定する難病の治療にかかる医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成します。（所得により自己負担有）	・申請書受理：2,875件 ※国・都が指定する難病のみの合計とし、国特定疾病、国特殊医療費及び都特殊医療費は除く。	—	_4_経済的支援	その他	—	保健予防課 保健センター
168	認証保育所利用への支援及び利用者への助成	区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助します。また、認証保育所を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の一部助成（認可保育園等の保育料との差額）を行っています。次の場合は助成額を上乗せします。①0～2歳児クラスの第2子、②ひとり親世帯等の第2子、③第3子以降	・子育て相談（入園相談含む） ：区立保育園457件 区立子ども園444件 ・運営費補助：10所 ・保育料助成：延べ2,333人	—	_1_教育の支援	1.1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1-(1)-①幼児教育・保育の無償化	保育指導課
169	認可外保育施設利用者負担軽減事業	希望する認可保育園等への入園を待機する間、認可外保育施設（認証保育所を除く。）を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の一部助成（認可保育園等の保育料との差額）を行っています。次の場合は助成額を上乗せします。①0～2歳児クラスの第2子、②ひとり親世帯等の第2子、③第3子以降	・区立保育所：10か所（民営園を除く。） ・公私立子ども園：17か所 ・保育料助成：延べ106人	—	_1_教育の支援	1.1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1-(1)-①幼児教育・保育の無償化	保育指導課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
	保育園・子ども園（保育園機能）等の保護者の負担軽減	所得の多寡に関わらず、保育園等に通っている3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの副食費については、保護者からは徴収せず、公費負担とします。	年間延対象人数 ・区立保育園 8,498人 ・私立保育園 22,078人 ・区立子ども園（保育園機能） 7,639人 ・私立子ども園（保育園機能） 5,351人		1_1_教育の支援	1.1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1-(1)-①幼児教育・保育の無償化	保育課
	子ども園（幼稚園機能）保護者の保育料負担軽減	所得の多寡に関わらず入園料・保育料を無料とし、保護者の経済的負担を軽減します。	年間延対象人数 ・区立子ども園（幼稚園機能） 1,361人 ・私立子ども園（幼稚園機能） 1,619人		1_1_教育の支援	1.1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1-(1)-①幼児教育・保育の無償化	保育課
	施設等利用給付（その他認可外保育施設）	幼児教育・保育無償化に伴い、施設等利用費の対象施設・事業所の確認を受けた認証保育所及び認可外保育施設を利用する子どもの保育の必要性の認定事由に該当する保護者に対し、上限額の範囲内で施設等利用費を新たに支給します。	・施設等利用給付：2,386人		1_1_教育の支援	1.1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1-(1)-①幼児教育・保育の無償化	保育指導課
	施設等利用給付（一時保育事業等）	幼児教育・保育無償化に伴い、施設等利用費の対象施設・事業所の確認を受けた一時保育、ひろば型保育、私立認定子ども園の預かり保育等を利用する子どもの保育の必要性の認定事由に該当する保護者に対し、上限額の範囲内で施設等利用費を新たに支給します。	・施設等利用給付：236人		1_1_教育の支援	1.1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	1-(1)-①幼児教育・保育の無償化	保育指導課

3-1-③ 子どもの貧困問題に向けた取組み

170	生活保護受給世帯の小中学生等の地域生活自立支援	生活保護受給世帯の小中学生とその保護者を対象に生活習慣の確立や学習意欲の形成のための支援をNPO等の業務委託により実施します。	〔就労前支援〕 ・各種教室等実施回数：229回 ・参加人数：延べ360人（実支援者数14人/年）	・小・中学生とその保護者を対象とした支援者数 40人/年（令和5年度）	1_1_教育の支援	1.7_地域における学習支援等	1-(7)-①地域学校協働活動における学習支援等	生活福祉課 保護担当課
171	生活保護受給世帯の小中学生及び高校生への学習環境整備支援	生活保護受給世帯の小中学生及び高校生を対象に基礎学力向上等を目的として、学習塾等への通塾費用を支給します。	〔学習環境整備支援〕 ・支給実績：高校生 21人 中学生 12人 小学生 32人	自立の意味を広く捉え、個々の生活保護受給者の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要ときに実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。	1_1_教育の支援	1.7_地域における学習支援等	1-(7)-①地域学校協働活動における学習支援等	生活福祉課 保護担当課
172	生活困窮世帯の中学生等への学習支援	生活困窮世帯（生活保護受給世帯含む）の中学生を対象に高校進学を目的とした学習支援を実施します。さらに、この事業の支援を受けて高校に進学した者に対し、高校に進学した年の8月31日まで学習定着支援を行います。令和3年度より、開催日をこれまでの週2回から週4回に増やし、1回あたりの参加人数を減らして実施しています。	・学習支援者数：中学生 28人 高校生 7人	自立の意味を広く捉え、個々の生活困窮世帯の状況把握を適切に行い、その人にとって必要な支援を必要ときに実施することができるよう、関係機関等と連携しながら支援していきます。	1_1_教育の支援	1.7_地域における学習支援等	1-(7)-①地域学校協働活動における学習支援等	生活福祉課 保護担当課
173	生活保護受給世帯の大学等進学支援費	大学等への進学を目指す生活保護受給世帯の高校生を対象に、大学等受験料を支給します。 ※平成29年度から支給開始	・大学等進学支援者数：5人	—	1_1_教育の支援	1.6_教育費負担の軽減	1-(6)-③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減	生活福祉課 保護担当課
174	外国人学校児童・生徒保護者補助金	経済的理由により就学困難な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給します。（所得制限あり）	・交付決定：98人（月額6,000円）	—	1_1_教育の支援	1.5_特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-③外国人児童生徒等への支援	多文化共生推進課
175	奨学資金の貸付	高等学校等に在学し、又は入学する者のうち、成績優秀であり、かつ経済的理由により修学困難な生徒に対して、修学に必要な資金の一部の貸付を行います。	・令和4年度貸付実績： 国公立生3人、私立生1人（総額1,008,000円貸付） ・令和4年度奨学生募集と貸付：（実績なし）	—	1_1_教育の支援	1.6_教育費負担の軽減	1-(6)-②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減	教育調整課
176	就学援助	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。	・小学校：1,471人 ・中学校：790人	継続して実施していきます。	1_1_教育の支援 4_経済的支援	1.6_教育費負担の軽減 4.3_教育費負担の軽減	1-(6)-①義務教育段階の就学支援の充実	学校運営課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
177	支援施策ガイドの作成・配付	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、支援を必要とする家庭が、学習支援や経済的支援など区の施策の情報を確実に得られるよう、周知の充実を図ります。支援施策ガイドの外国語版については、英語・中国語・韓国語・ミャンマー語の電子データを作成し、区ホームページに掲載しています。	・20,000部発行	継続して実施していきます。	1_教育の支援 2_生活の安定に資するための支援 3_保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 4_経済的支援	1.2 学校指導・運営の構築 1.6 教育費負担の軽減 1.7 地域における学習支援 2.2 保護者の生活支援 2.3 住宅に関する支援 2.5 支援体制の強化 3.2 ひとり暮らしの就労支援 4.3 教育費負担の軽減 その他	1-(2)-①SWやSCが機能する体制の構築 1-(6)-①就学支援の充実 1-(6)-②経済的負担軽減 1-(7)-②生活困窮世帯への学習支援 2-(2)-③育児負担の軽減 2-(7)-③体制強化 2-(7)-④フットアップ化の推進 3-(2)-②職業と家庭の再立	子ども家庭課
	生活保護制度（小中学生への支援）	生活保護受給世帯の小中学生に対し、義務教育に伴って必要な教材代、学用品費、学校給食費、通学交通費等を教育扶助費として支給し、義務教育への就学を支援します。	生活保護受給世帯の小中学生計157人に対し、教育扶助を支給する等、就学の支援を行いました。		1_教育の支援	1.6 教育費負担の軽減	1-(6)-①義務教育段階の就学支援の充実	生活福祉課 保護担当課
	生活保護受給世帯の小中学生に対する健全育成費	生活保護受給世帯の小中学生に対し、学用品や被服の購入、夏季休暇中の校外活動、修学旅行の支度等の費用を支給することにより、就学を援助し、心身の健全な育成を図ります。	〔健全育成費〕 ・支給実績：146人		1_教育の支援	1.6 教育費負担の軽減	1-(6)-①義務教育段階の就学支援の充実	生活福祉課 保護担当課
	受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾等の受講料および高校・大学などの受験料の負担が経済的に困難な低所得者に対して、貸付けを行うことにより、低所得者世帯の受験生を支援します。	令和4年度貸付決定件数：188件 （内訳） 中3学習塾:62件 高3学習塾:27件 中3受験料:61件 高3受験料:38件		1_教育の支援	1.6 教育費負担の軽減	1-(6)-②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減	地域福祉課
	生活保護制度（高校生への支援）	生活保護受給世帯の高校生等に対し、生業扶助（高等学校等就学費）として、入学料、授業料、教材代、学用品費、通学交通費等を支給し、高等学校等への就学を支援します。また、高校生等の就労収入・給付金等のうち、大学等の進学費用にかかる経費について、収入として認定しないことにより、大学等への進学を支援します。	生活保護受給世帯の高校生等計93人に対し、生業扶助を支給する等、就学の支援を行いました。		1_教育の支援	1.6 教育費負担の軽減	1-(6)-③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減	生活福祉課 保護担当課
	生活保護世帯の高校生が大学等に進学する際の進学準備給付金	生活保護受給世帯の高校生が大学等に進学した場合、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給します。	対象者3人に対し、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給しました。		1_教育の支援	1.6 教育費負担の軽減	1-(6)-③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減	生活福祉課 保護担当課

3-2 就学前の教育・保育環境の充実

3-2-1-① 保育所待機児童の解消

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
178	認可保育所等の整備	本計画に基づき、認可保育所を中心とした保育施設の整備を着実に進めることにより、受入枠の拡大を図り、地域の保育需要に応えていきます。	利用定員（令和5年4月1日現在） 認可保育所 5,698人 認定こども園 2,155人 ・賃貸物件を活用した私立保育所の整備 開設準備：2園 にじいろ保育園市谷加賀町 （令和4年10月開設） ポピンスナーサリースクール西新宿 （令和5年4月開設）	認可保育所 5,748人 認定こども園 2,155人	2_生活の安定に資するための支援	2.2 保護者の生活支援	2-(2)-②保育等の確保	保育課
179	認証保育所への認可化移行支援	認証保育所は様々な就労形態やライフスタイルに合った保育需要に応えることが可能な施設形態であり、こうしたことも踏まえながら、状況に応じて、認可保育所への移行を支援していきます。	・運営費補助及び保育料助成：10園	継続して実施していきます。	2_生活の安定に資するための支援	2.2 保護者の生活支援	2-(2)-②保育等の確保	保育課

3-2-2 保育サービスの充実と質の確保

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
180	地域型保育事業等	家庭的雰囲気での保育を行う家庭的保育事業、学校施設等を活用した保育ルーム、会社等の事業主が設置する事業所内保育所、居宅で保育を行う居宅訪問型保育事業で保育ニーズの高い0歳から2歳児の受入枠を確保しています。認可保育所等と連携し、質の向上に努めていきます。	地域型保育事業等定員数 211人 ・家庭的保育事業(家庭的保育者)：2所 ・保育ルーム事業：4所 ・事業所内保育事業：3所 ・居宅訪問型保育事業(障害児訪問保育アニー)：1所 (待機児童型)：3所	・地域型保育事業等定員数 211人	2.生活の安定に資するための支援	2.2.保護者の生活支援	2-(2)-②保育等の確保	保育課
181	特別保育サービスの充実【延長・年末・休日、病児・病後児等】	保護者のニーズや地域バランスを考慮して、延長保育、休日保育、病児・病後児保育の充実を図り、多様な保育環境の整備を目指します。	【公立保育園】 ・延長保育(保育園及び子ども園) 1時間延長：19か所 2時間延長：2か所 3時間延長：1か所 4時間以上延長：0か所 ・休日保育：1か所 ・年末保育：1か所 ・病児・病後児保育：0か所 【私立保育園】 ・延長保育(保育園及び子ども園) 1時間延長：3か所 2時間延長：55か所 3時間延長：0か所 4時間以上延長：1か所 ・休日保育：2か所 ・年末保育：0か所 ・病児・病後児保育：2か所 ・病後児保育：3か所 【ファミリーサポート事業】 ・1か所(提供会員数368人) ・病児・病後児保育 1か所(提供会員数260人)	・延長保育事業 4,114人 ・病児保育事業年間延べ利用人数 7,640人 (※ファミリーサポート事業含む)	2.生活の安定に資するための支援	2.2.保護者の生活支援	2-(2)-②保育等の確保	保育課 保育指導課
182	定期利用保育の実施	パートタイム勤務等の短時間(月48時間以上)就労を常態としての方の健康で集団保育が可能な子どもを複数月継続して保育します。また、2日以上利用の曜日固定型で、保育料は応負担としています。	私立保育園 ・専用室型：3園 ・空き保育室型：2園 区立子ども園 ・専用室型：4園 私立子ども園 ・専用室型：1園	保育園・子ども園の開設の際、専用室の整備が可能な場合は、地域バランスを考慮し、専用室による定期利用保育を充実させていきます。	2.生活の安定に資するための支援	2.2.保護者の生活支援	2-(2)-②保育等の確保	保育課
183	各種研修の充実	保育に携わる職員に対し、テーマや職種に応じた知識や技術の習得・維持・向上を目的とした研修を実施し、保育士等の専門性を高め、保育の質の向上を図ります。	・職層研修：2回(園長・副園長各1回) ・新任保育士研修：2回 ・初級、中級、上級保育士研修：各1回 ・延長非常勤保育士研修：1回 ・障害児非常勤保育士研修：1回 ・障害児等保育の研修：2回 ・保育理論研修：9回 ・特別研修：1回	継続して実施していきます。				保育指導課
184	保育士等育成支援事業	集合研修として、経験年数に応じた研修や、障害児保育・相談業務等のテーマ別の理論・実技研修を開催し、専門性の向上を図ります。また、各施設の人材育成ニーズにきめ細かに対応した研修を、その施設において実施します。	・保育士等育成支援事業研修：2回 ・地域型保育施設等職員研修：4回(集合・書面)	-				保育指導課
185	保育士確保の支援	私立認可保育所等や認証保育所の保育士確保を支援するため、ハローワーク新宿と連携し、就職相談・面接会を実施します。また、区内の私立認可保育所等や認証保育所に勤務する保育従事職員等について、事業者が宿舍借り上げを行う経費の一部や、保育士資格を取得するための経費の一部を補助します。	・実施日時 6月26日 ・場所 東京新卒応援ハローワーク 出会のフロア ・出展事業者 13事業者 ・来場者数 28人 ・面接人数 延べ72人 ・採用 5人	-				保育指導課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
186	指導検査	保育施設の適正な運営及び保育の質の確保並びに利用者支援の向上を目的に、検査を実施します。設備及び運営に関する基準等の適合状況を検査し、必要な助言及び是正に向けた指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園・子ども園 年61回 ・認証保育所 年20回 ・保育ルーム 年4回 ・家庭的保育者 年2回 ・区立保育園・子ども園 年20回 ・事業所内保育所 年3回 ・特別指導検査 年5回 	現状を維持することに加えて、認可外保育施設に対して、保育内容や運営状況の確認と助言ができる体制の構築に向けて検討していきます。	_1_教育の支援	_1_1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	_1-(1)-②幼児教育・保育の質の向上	保育指導課
187	保育園・子ども園におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・区立保育園 : 3か所 ・区立子ども園 : 3か所 	—	_1_教育の支援	_1_1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	_1-(1)-②幼児教育・保育の質の向上	保育指導課
令和5年度新規事業	新宿区育児休業復帰支援事業に係る交通費助成	1年間の育児休業を満了した後に復職する保護者の子どもが、保育所等に入所するまでの間、保育所等の代わりとして、ペーシッターを利用した場合、利用者宅へ通う交通費について、その一部または全部を助成します。		新宿区育児休業復帰支援事業の利用者が確実に助成申請を行う。	_2_生活の安定に資するための支援 _3_保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	_2_3_保護者の生活支援 _3_1_職業生活の安定と向上のための支援	_2-(2)-③育児負担の軽減 _3-(1)-①所得向上策の水深職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	保育課

3-2-③ 幼児教育環境の充実

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
188	就学前教育合同研修等の充実	区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が合同研修や公開保育を通して実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組みを充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間6回の就学前教育合同研修会の実施 ・2園が公開保育を実施 ・造形表現、子どもの人権等の保育理論研修等を実施 ・就学前教育合同研修会を計画どおり実施（全6回） ・全2回の公開保育等を開催方法を工夫して実施（2部制、会場参加者の制限） 	継続して実施していきます。	_1_教育の支援	_1_1_幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	_1-(1)-②幼児教育・保育の質の向上	保育指導課 教育指導課
189	私立幼稚園における預かり保育の実施	私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、特色のある教育・保育を展開することにより、子育て支援事業の充実を図ります。	・私立幼稚園9園で実施	年間延べ利用人数85,000人 私立幼稚園協議会と協議し、確保方策について検討していきます。	_2_生活の安定に資するための支援	_2_2_保護者の生活支援	_2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	学校運営課
190	子ども園における預かり保育の充実	子ども園において、教育課程に係る教育時間後に、希望する園児を対象として預かり保育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公私立子ども園全園で実施 ・区立子ども園：10園 ・私立子ども園：7園 	非定型就労など、保護者のライフスタイルの多様化に対応し、保護者の選択できる保育サービスの充実を図るため、子ども園全園で実施します。	_2_生活の安定に資するための支援	_2_2_保護者の生活支援	_2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	保育課
191	区立幼稚園における3歳保育の充実	区立幼稚園全園（休園中7園を除く）で3歳児保育を実施し、幼児教育と保育環境の充実を図ります。	・区内公私立幼稚園における3歳児保育確保数 625人	継続して実施していきます。				学校運営課
192	区立幼稚園における預かり保育の実施	教育時間後に、希望する園児を対象に行う教育活動を区立幼稚園4園（市谷・鶴巻・花園・西戸山）で実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・区立幼稚園の預かり保育利用者へのアンケートで満足であると回答した割合 89.8% ・区立幼稚園4園（市谷、鶴巻、花園、西戸山幼稚園）で実施 利用者数 7,608人 	区立幼稚園の預かり保育利用者へのアンケートで満足であると回答した割合 97%				学校運営課
193	私立幼稚園に対する補助金の交付	研修、預かり保育、園児の健康管理及び安全安心等の事業に対して補助金を交付し、私立幼稚園における幼児教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修事業助成、預かり保育助成、健康管理助成、安全安心助成、幼児教育推進助成及び特別支援教育推進助成を実施 	継続して実施していきます。				学校運営課

3-3 放課後の子どもの居場所の充実

3-3-1 学童クラブの充実と質の確保

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
194	学童クラブの充実	保護者が就労している児童等に遊びと生活の場を提供します。学童クラブの需要の増加に対しては、民間学童クラブの誘致を高め、区有施設や民間賃貸物件の活用による学童クラブ事業スペースの拡充を検討していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ定員：1,825人 児童指導業務委託：29か所（再選定：3か所） 	<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブ定員 2,290人 	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭支援課
195	各種研修の充実	日常活動のスキルアップにつながる研修（児童館実技研修）、配慮が必要な児童への対応（障害児研修）、保護者対応の研修等を実施します。その他、他館の学童クラブの運営を体験する（体験研修）も行います。	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数：8回 エビエン研修：2回 障害児研修：4回 放課後の居場所事業研修 2回 	継続して実施していきます。				子ども家庭支援課
196	巡回指導（障害児） ＜学童クラブ＞	年間2回以上、専門家よりアドバイスをもらう巡回指導を行い、日常活動に活かします。	<ul style="list-style-type: none"> 76人（うち4年生以上 26人） 	—				子ども家庭支援課

3-3-2 放課後子どもひろば等の充実

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
197	児童館における指定管理者制度の活用	児童館に併設されていることぶき館の機能転換の機会や地域ハランスを考慮の上、児童館への指定管理者制度導入をしています。なお、児童館3館と子ども家庭支援センターは区の直営とします。	<ul style="list-style-type: none"> 12館に導入 2館選定作業（再選定2館） 	—				子ども家庭支援課
198	中高生にとっての魅力ある居場所づくり	児童館等での中高生タイムの実施や、子ども家庭支援センターを有効活用し、中高生の居場所を拡充します。	<ul style="list-style-type: none"> 中高生専用スペース設置館 3館 中高生タイム実施館 8館 中高生対象事業実施館 2館 	—	1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	子ども家庭支援課
199	放課後子どもひろばの拡充	学校施設を活用して、放課後に小学生が自由に集い、自主的に活動する、自由な遊び場と体験プログラムの提供の場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 実施校：全小学校29校 学童クラブの利用要件のある児童の利用時間延長等を実施 学童クラブ機能付き放課後子どもひろば 28校 	地域ニーズに合った事業の拡充を図ります。	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭支援課
200	学童クラブと放課後子どもひろばの一体的運営	新・放課後子ども総合プランに基づき両事業の一体的な運営または連携による事業実施を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 学童クラブと一体的に運営している放課後子どもひろば：12校 学童クラブと事業連携をしている放課後子どもひろば：17校 	区内10校で一体運営を実施するほか、19校で事業連携を図ります。				子ども家庭支援課
201	放課後子どもひろば事業の実施＜新宿養護学校＞	平成26年度より新宿養護学校で放課後子どもひろば事業を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 実施校：新宿養護学校 1校 	—				子ども家庭支援課
202	児童福祉法に基づく放課後等デイサービス	心身に障害のある、就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を進める支援を継続的に行います。区内では13か所で実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 延べ利用人数 6,175人 支給量 37,351日 利用者 515人/月 利用日数 6日/月 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者 362人/月 利用日数 7日/月（令和5年度） 	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	障害者福祉課
203	障害児等タイムケア事業	小学校・中学校・高校生の障害児について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者：延べ 591人 利用日数：延べ 4,867人 	<ul style="list-style-type: none"> 延べ利用者 648人/年 延べ利用日数 5,307日/年（令和5年度） 	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	障害者福祉課

3-4 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
204	保育園等における障害児保育	保育園や子ども園で集団保育が可能な障害児を保育します。また、障害児を持つ保護者に対する支援を進めます。	・公私立保育園、子ども園：32園（42人）	継続して実施しています。	2.生活の安定に資するための支援	2.2.保護者の生活支援	2-(2)-②保育等の確保	保育指導課
205	幼稚園における特別支援教育	幼稚園で集団保育が可能な特別な配慮を必要とする幼児を保育します。安全確保のため、必要に応じて介護員を配置します。さらに特別支援教育の質の向上を図るため、専門家による巡回相談や臨床心理士による保護者との相談も行います。また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を踏まえ、医療的ケアの必要な幼児の受け入れについて適切に対応していきます。	・介護員 配置園児数 1学期 64人 2学期 65人 3学期 60人 ・巡回相談 区立50回 私立17回	継続して実施していきます。	2.生活の安定に資するための支援	2.2.保護者の生活支援	2-(2)-②保育等の確保	学校運営課
206	保育所等訪問支援事業	保育園等に心理指導員等が訪問し、利用している障害児等が集団生活に適應できるよう支援を行います。	・登録者数：16人 ・訪問件数（利用者数）：延べ125件	・訪問件数 200件	2.生活の安定に資するための支援	2.2.保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭支援課
207	学童クラブにおける障害児保育	学童クラブで集団生活が可能な障害児等の利用を受け入れ、適切な指導や必要な支援を行います。	・76人（うち4年生以上 26人）	継続して実施していきます。	2.生活の安定に資するための支援	2.2.保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭支援課
208	補装具費の支給	障害のある子どもの保護者に対し、補装具の購入・修理費用を支給します。	・補装具費の支給：121件 ・日常生活用具の給付又は貸与：93件	継続して実施していきます。				障害者福祉課
209	日常生活用具の支給	介護訓練、自立生活、在宅療養、情報・意思疎通、排泄管理という5種類があり、在宅の障害児者に給付します。	・日常生活用具の給付・貸与：4,724件	・障害児者合わせて 4,986件/年 (令和5年度)				障害者福祉課
210	住宅設備改善	在宅の重度の障害児者の住宅設備を事前の申請により改善します。	障害児者合わせて 14件/年	・障害児者合わせて 11件/年 (令和5年度)				障害者福祉課
211	中等度難聴児発達支援事業	障害者福祉制度対象外の中等度難聴児に対し、言語の習得を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。	6件	継続して実施していきます。				障害者福祉課
212	障害児者のための居宅介護（ホームヘルプサービス）	障害のある子どもに対して、自宅での入浴や排泄、食事等の介助、調理や掃除等の家事援助、通院等介助を行います。障害のある保護者が、育児に支援を必要とする場合、支援の対象になることがあります。	障害児者合わせて ・利用者：773人/月 ・利用時間：15,521時間/月	障害児者合わせて ・利用者 597人/月 ・利用時間 15,827時間/月 (令和5年度)				障害者福祉課
213	ペアレントメンターの活用・養成	障害児の子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、発達に遅れや偏りのある児童を育て悩んでいる保護者に対して相談や助言を行います。	・ペアレントメンター登録者数：12人 ・相談件数 14件/年	困っている保護者が気軽に相談できる場となるよう、事業の周知を進めるとともに、利用しやすくなる工夫をしていきます。				子ども家庭支援課
214	障害児者のための短期入所（ショートステイ）	家族が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。小学生以上の子どもは新宿生活実習所、中学生以上はあゆみの家で受け入れます。重症心身障害児者は区外の医療機関併設の専門施設で対応します。	障害児者合わせて ・利用者：120人/月 ・利用日数：6日/月	障害児者合わせて ・利用者 148人/月 ・利用日数 7日/月 (令和5年度)				障害者福祉課
215	重症心身障害児等在宅レスパイト等サービス	在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児者に対し、訪問看護師が自宅に向き、一定時間、家族の代わりに見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュ及び就労等支援を図っていきます。	障害児者合わせて ・利用者：49人 ・利用日数：延べ455日	継続して実施していきます。				障害者福祉課
216	在宅医療相談窓口	区民又は、医療機関から医療を中心とした相談を受け、在宅療養に必要な医療・看護などの支援や調整を行います。	・相談件数：延べ351件 (内訳：小児・障害児者関係相談延べ16件)	—				健康政策課
217	新宿看護学校 医療的ケア児専用通学車両の運行	医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗りできない新宿看護学校在籍児童生徒の学習機会を保障するために、専用通学車両を運行します。	・介護員 配置園児数 1学期 64人 2学期 65人 3学期 60人 ・巡回相談 区立50回 私立17回	—				教育支援課

3-5 ひとり親家庭への支援

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業	共通		
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
218	生活向上支援事業（ひとり親家庭福祉）	ひとり親家庭に対して、きめ細かな相談及び就労支援を展開するため、生活向上相談員を配置し、個々の状況に応じた自立や就労を支援します。 また、ひとり親家庭の個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります。	・就業相談者数：22人 ・自立支援プログラム策定者数：15人 ・相談件数累計：492件 ・支援結果 就労：9人 生活保護等就労支援事業利用：8人	継続して支援してまいります。	2_生活の安定に資するための支援	2.7_支援体制の強化	2-(7)-④ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進	子ども家庭課
219	母子・父子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言を行います。	・相談件数合計：10,110件（内訳） 生活一般：3,542件 児童：1,845件 経済的支援・生活保護：1,900件 その他：2,823件	—	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-①保護者の自立支援	子ども家庭課
220	母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、生活上のいろいろな問題を抱えている場合、母子を保護し、自立に向けて支援します。	・区立施設 入所世帯：延べ79世帯 入所人数：延べ158人 ・私立施設 入所世帯：延べ152世帯 入所人数：延べ395人	—	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-①保護者の自立支援	子ども家庭課
221	母子家庭等自立支援給付等事業	ひとり親家庭の親の就労を促進するために指定訓練講座の受講修了後に受講料の一部を支給します。また就職に有利な資格を取得するために養成機関において修業している人に訓練促進費を支給します。	・教育訓練給付金支給件数 2件 ・高等職業訓練促進給付金等事業 2人	・教育訓練給付金支給件数 4件 ・高等職業訓練促進給付金等事業 4人	3_保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	3.2_ひとり親に対する就労支援	3-(2)-①ひとり親家庭の親への就労支援	子ども家庭課
222	ひとり親家庭家事援助者雇用費助成事業	義務教育修了前（子が中学生のみの場合はひとり親になって6か月以内の家庭）の児童を扶養しているひとり親家庭の親が、残業や休日出勤などで育児・家事の手伝いが必要なときに、家事援助者を雇う費用を助成します。	・助成延べ世帯数：44世帯 ・助成延べ日数：109日	・助成世帯数 100世帯 ・助成延べ日数 600日	2_生活の安定に資するための支援	2.2_保護者の生活支援	2-(2)-③保護者の育児負担の軽減	子ども家庭課
223	ひとり親家庭休養ホーム	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭のレクリエーションと休養のため、区で指定した施設を無料又は低額な料金で利用できる制度です。	・宿泊施設：241人 ・日帰り施設：1,483人 ・助成合計世帯数：758世帯	—	1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	子ども家庭課
224	生活向上支援事業（ひとり親家庭）	個々の世帯状況に応じた、きめ細かな支援を総合的に推進し、ひとり親家庭のニーズや課題に対応した支援の充実を図ります（「ひとり親家庭サポートガイド」の作成、「ゆりかご・しんじゅく」事業（健康部）との連携等）。	・ひとり親家庭サポートガイドの配布：5,000部 ・休日窓口開設：1回	—	2_生活の安定に資するための支援 3_保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	2.7_支援体制の強化 3.2_ひとり親に対する就労支援	2-(7)-④ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 3-(2)-②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	子ども家庭課
	母子生活支援施設における学習支援	入居中及び退所後の小中高生、その他地域に住んでいるひとり親家庭の中高生を対象に、学習支援を実施します。	・参加実人数 20人 ・参加人数 延べ853人		1_教育の支援	1.7_地域における学習支援等	1-(7)-②生活困窮世帯等への学習支援	子ども家庭課
令和4年度新規事業	養育費確保支援事業	民法の一部改正及び国の補助制度創設などの養育費の確保に向けた動きを捉え、子どもの健やかな成長に必要な養育費を確保するため、養育費の取り決めに要する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立て等にかかる費用や弁護士への相談料の助成を行います。	公正証書等養育費取り決めに関する文書作成の費用助成 ・公証役場で作成した公正証書等 7件 ・弁護士相談料 4件	養育費確保支援事業により、子どもの健やかな成長に必要な養育費が確保されるように実施してまいります。	2_生活の安定に資するための支援 4_経済的支援	2.3_子供の生活支援 4.2_養育費の確保の推進	2-(3)-①生活困窮世帯等の子供への生活支援	子ども家庭課

3-6 子育てのためのワーク・ライフ・バランスの推進

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業	共通		
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱(令和元年11月)			担当課
					大項目	中項目	小項目	
226	ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	男女共同参画情報誌や区公式ホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行います。	・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」：2回発行/年(5,000部×2回) ・ワーク・ライフ・バランスセミナー：3回開催/年	継続して実施していきます。				男女共同参画課
227	育児ママの仕事支援講座	子育て中の女性などの再就職等を支援するため、講座を開催します。	・開催回数：4回実施(参加者26人) ・講座の満足度 89%	・講座の満足度 80% (令和5年度)	3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	3.1 職業生活の安定と向上のための支援	3-(1)-①所得向上策の推進 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	男女共同参画課
228	男性の育児・介護サポート企業応援事業	区内の中小企業で、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくりを行っており、要件を満たした場合は奨励金を支給します。	・登録企業数：0社 ・支給件数：0件	男性の働き方を見直すため、引き続き、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりを支援する事業を推進していきます。				男女共同参画課
229	父親の育児参加の促進	男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進します。	・男性対象講座(対面)：1回(参加者14人) ・男性対象講座(オンライン)：1回(申込者32人) ・講座の満足度：100%	継続して父親の育児参加を促進していきます。				男女共同参画課
230	小学校高学年向け啓発誌の配付	小学校5年生を対象に、男女共同参画啓発誌を配付し、子育てを含めた男女共同参画社会を考える学習教材として活用します。	・男女共同参画啓発誌「みんないきいき夢に向かってGO!」 令和4年度分：2,004部配布(令和5年3月)	—				男女共同参画課
231	女性問題に関する相談機関連携会議	配偶者暴力等(DV)防止のために、関係する相談機関との連携を強化するとともに、事例研究を通して相談員相互の資質の向上と情報の共有化を図ります。	・連携会議：2回開催 ※連携会議とは、庁内関係各課のほか、東京都女性相談センター、区内警察署など28団体43人で構成	—				男女共同参画課
232	悩みごと相談室	ライフスタイルの変化や核家族化により多様化する悩みに対して、気軽に相談できるよう専門の職員が面接や電話で受け、問題の解決に向けて助言を行います。	・相談件数：1,926件(延べ390日)	—				男女共同参画課
233	女性の健康支援	女性が生涯を通して健康で充実した日々を自立して過ごせるよう、思春期から老年期までの女性を対象に、健康づくりに関する講座の開催や女性の産婦人科医師による専門相談を実施します。また、乳がんのしこり触知体験や健康測定機器による健康チェック、雑誌や図書による情報収集などができる体験・測定・情報コーナーの運営等を行い、区民の女性のこころと体の正しい知識の習得と健康づくりに対する支援をします。	・女性の健康支援センターの認知度 15.3% ・女性の健康支援センター利用者数：1,000人 ・女性の健康専門相談利用者数： 産婦人科系全般 12回 25人 更年期専門 12回 21人 ・女性のための健康セミナー 8回(オンライン6回 申込み207名 再生回数252回、対面2回39名) ・出前講座 3回 30人 ・女性の健康づくりサポーター養成講座 2回(オンライン1回39人、対面1回16人) 女性の健康づくりサポーターへのお便り 4回	—	2. 生活の安定に資するための支援	2.1 親の妊娠・出産期 子供の乳幼児期における支援	2-(1)-①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	女性の健康支援センター(四谷保健センター内)
234	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し公表します。また、これから取組みを行う企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」として認定します。認定申請をした中小企業はワーク・ライフ・バランス企業応援資金の申し込みができます。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定企業数 推進企業7社 推進宣言企業4社 延べ215社 ・うち推進宣言企業から推進企業にステップアップした企業数 1社 ・コンサルタント派遣回数：13回	・ワーク・ライフ・バランス推進企業、推進宣言企業の認定企業数 各年度 20社(令和5年度)				男女共同参画課
235	配偶者等からの暴力の防止	配偶者等からの暴力に関する正しい知識や理解を促進するための講座を開催し、広くDV防止の意識啓発を行っていきます。	・DVに関する認知度 76.5% DV防止啓発講座(オンライン)：3回実施(申込者延べ126人)	—				男女共同参画課
236	男女共同参画啓発講座	誰もがいきいきと自分らしく生きるため、男女共同参画啓発講座を通じて自分らしく生きるための意識向上を図るとともにリーダーとして活躍できる人材を育成します。また、若者の生き方も支援します。	・講座の満足度 92% 男女共同参画フォーラム：1回開催(参加者61名) 男女共同参画啓発講座(対面)：6講座(参加者48名) 男女共同参画啓発講座(オンライン)：14講座(申込者685人)	—				男女共同参画課

3-7 外国につながるのある家庭、子どものために

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
237	日本語学習への支援	区で生活している外国人が、日本語を用いてコミュニケーションをとりながら地域で安定的な生活を送れるよう、日本語学習の機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども日本語教室：1所週3回 親子日本語教室（オンライン）：全24回（8回×3学期） 日本語教室：6所8教室 	外国人の子どもや親子に対して継続的な支援を図っていきます。	_1_教育の支援	1.5 特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-③外国人児童生徒等への支援	多文化共生推進課
238	外国語版生活情報誌の発行	外国人向け8種類の目的別の生活ガイドを作成配布し、毎年掲載情報の更新を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 外国語生活情報紙を4言語8分野で発行 4か国語、49,200部（12,300部×4言語） 	継続して、外国人区民に必要な情報を精査し、提供していきます。				多文化共生推進課
239	保育園児等へのサポート	日本語によるコミュニケーションが困難な児童を対象として、母国語でのサポートを行いながら、日本語の理解を促します。保護者に対しては、保護者会等に通訳者を派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> 園児への日本語サポート：6園7人 保護者への通訳サポート：6園14人 	利用園児数等に応じて、継続して実施していきます。				保育指導課
240	新宿生活スタートブックの発行	来日間もない外国人に対し、日本の基本的な生活ルール、生活習慣を中心に紹介するとともに、区役所での手続きなどの案内を掲載した冊子を作成し、住民登録事務手続きの際などに配布します。	<ul style="list-style-type: none"> 日本語、英語、中国語、韓国語版 2,000部 日本語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語版 1,000部 新宿生活スタートガイド（動画）配信 	-				多文化共生推進課
241	外国語版生活情報ホームページの作成	外国人向けの生活情報ホームページを作成します。	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ：毎月3回更新（4言語） 	-				多文化共生推進課
242	外国語版SNSの運営	区内で生活する外国人に対し、行政情報、生活情報、災害時の情報をSNSを通じて発信します。	<ul style="list-style-type: none"> 10～15回/月程度更新（画像を除く） 	-				多文化共生推進課
243	多文化共生のまちづくりの推進	外国人や日本人の地域住民・ボランティア・活動団体等でネットワークを構築する「新宿区多文化共生連絡会」の運営、外国人と日本人が共に区政に参画する「新宿区多文化共生まちづくり会議」の運営を通じ、多文化共生のまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 新宿区多文化共生まちづくり会議運営 6回/年 新宿区多文化共生連絡会運営 5回/年、登録団体数119 	-				多文化共生推進課
244	外国語版「子育てサービスガイド」の発行	子育て情報誌の外国語版を作成し配布します。	配付実績なし。なお、外国人への情報提供については、多文化共生推進課所管の外国人向け生活情報紙（4か国語）により行っている。	-				子ども家庭課
245	日本語サポート指導	区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導を行います。教育センターまたは学校にて、日本語初期指導を実施した後、希望者等には日本語による教科の学習指導を実施します。また、中学校3年生のうち、日本語による学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に学習指導を行い、進学を支援します。なお、より効果の高い指導により児童・生徒の理解促進を図るため、ICTやデジタル教材を活用した指導も導入していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 日本語を母語としない子どもの初期指導における日本語の習熟度：66.7% 中学校3年生への日本語サポート指導（進学等支援）受講生徒の進学率：100% 教育センターまたは分室における通所指導：5人 日本語適応指導員の学校への派遣による取り出し指導：112人 日本語学習支援員を派遣した放課後の教科学習支援：129人 DLAテストの実施：54人 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語を母語としない子どもの初期指導における日本語の習熟度 70% 中学校3年生への日本語サポート指導（進学等支援）受講生徒の進学率 100%（令和5年度） 	_1_教育の支援	1.5 特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-③外国人児童生徒等への支援	教育支援課
246	日本語学級の運営	日本語の習得が十分でない外国籍等の子どもに対する学習言語としての日本語指導を目的として、大久保小学校と新宿中学校に日本語学級を設置し運営しています。中学校日本語学級には「センター的機能」を位置付け、指導方法や進路等に関する情報提供などにより区内の他の学校の取組みを支援しています。	<ul style="list-style-type: none"> 小学校1校2学級 中学校1校1学級 日本語指導推進委員会：3回 東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援について、12月に東京都と協定を締結し、1月から運用を開始 	継続して実施していきます。	_1_教育の支援	1.5 特に配慮を要する子供への支援	1-(5)-③外国人児童生徒等への支援	教育支援課
247	多言語による就学案内と進路予定アンケートの実施	区内居住の外国籍の子どものうち、翌年度小学校へ就学する年齢の子どもの保護者及び中学校へ就学する年齢で区内小学校に在籍する子どもの保護者に対し、多言語の就学に対する案内書を、8月中旬（新小1）・9月中旬（新中1）に郵送等で周知します。同様に進路予定に関するアンケートも行い、小学校へ就学する年齢の子どもの保護者へは8月中旬、中学校へ就学する年齢で区内小学校に在籍しない子どもの保護者へは9月中旬に郵送します。	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍新小学校1年生 就学案内及び進路予定アンケートの送付対象者 170人 外国籍新中学校1年生 就学案内及び進路予定アンケート送付対象者 176人 	-				学校運営課

目標4 安心できる子育て環境をつくります

4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
248	スポーツ推進委員の活動	区民へのスポーツ実技指導・スポーツ活動に関する組織の育成・学校や行政機関の実施するスポーツ事業への協力等を行います。	・役員会12回（うち7回リモート併用開催）、定例会12回（うち8回リモート併用開催） ・業務に関連する各種研修会への参加 ・幼稚園、子ども園でのポッチャ体験指導	—				生涯学習スポーツ課
249	「四谷ひろば」の維持管理	地域住民主体の運営協議会が管理運営する「四谷ひろば」を施設の維持管理面で支援します。	・利用者数 32,160人	—				四谷特別出張所
250	家庭・地域の教育力との連携（子育てメッセ）	新宿子育てメッセ実行委員会が区民に対して、日常の活動の成果を展示・発表することにより、子育て支援に寄与する場として「新宿子育てメッセ」を開催します。 家庭と地域の教育力向上のため、各地域団体や家庭との連携により子育てを支えあえる環境づくりを目指します。	・第12回新宿子育てメッセの開催 令和4年6月4日から12日（Webイベント及びミニイベント、4日と12日にYouTubeで動画配信） ・新宿子育てメッセ実行委員会の開催11回（うち1回研修会）	団体同士のネットワークづくりや、人や団体が出会う機会を増やし、既存の活動と併せて、新たな活動の展開を支援していきます。				子ども家庭支援課
251	思春期の子育て支援事業	思春期の子育てを支えることを目的に、思春期の子どもを持つ保護者、これから思春期を迎える子どもを持つ保護者を主な対象として連続講座やシンポジウムを開催します。	・連続講座の開催：申込者70人（4コース×4回） ・シンポジウムの開催：申込者271人（1回）	—				子ども家庭支援課
252	北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの）	地域住民が主体となるNPO法人が、利用者アイデアを出し合い、自主的な子育て支援事業を実施します。	・利用者総数 7,912人 ・相談件数 1,955件	継続して実施していきます。				子ども家庭支援課
253	青少年活動推進委員の活動	次代を担う自立した青少年の育成を目的として、青少年の体験活動の充実や、青少年の生活の中心である家庭の教育環境の向上を図るために活動しています。	・定例会議 定例会11回実施、役員会11回実施 ・農業体験事業 4月23日～11月26日まで32回 応募133人→参加決定25人 ・子ども自然体験デイキャンプ事業 7月30日 応募118人→参加決定32人 ・親子自然体験事業 10月29日 応募124組→参加決定16組 ・親子向け情報誌「あ・そ・ま・な」の発行 3回	継続して実施していきます。	_1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	子ども家庭支援課
254	地区青少年育成委員会活動への支援	区民の自主的な活動として、地区青少年育成委員会が行う、青少年の健全育成を図ることを目的とした様々な事業に対する支援等を行っています。地区青少年育成委員会は特別出張所を単位として作られ、地域の実情に即した活動を展開しています。	・会長会：5回 ・合同研修会実行委員会：3回 ・講演会：1回 33名	—	_1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	子ども家庭支援課 特別出張所
255	社会を明るくする運動	青少年の非行防止と、非行に陥った人たちの更生・援助のための地域活動について広く理解を得るため、法務省の主唱で全国的に実施しており、区では7月～8月を強調期間として、各団体が運動を展開しています。	・第72回「社会を明るくする運動」新宿通り広報パレード及び式典：650名参加 ・講演会：9名	—				子ども家庭課
256	子育て仲間づくり事業	子育て仲間づくりを支援するサポーターを育成し、地域の子育て力の向上を図ります。	・サポーターフォロー研修1回 ・受講者5名	—				子ども家庭支援課
257	保育園・子ども園地域交流事業	在宅で子育てをしている保護者が在園児や保護者とふれあう場を提供します。また、ベヒーマッサージや食育講座など、子育ての不安感を解消するための講座も開催しています。	毎年、区立保育園10園、区立子ども園10園で実施しているが、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の状況により、保育園1園子ども園5園が実施。	—				保育指導課
258	子育て支援者養成事業	「子育て支援員」として、子育て支援に関するスキルを習得するとともに、自主的に子育て支援を行う人材を育成する講座を実施します。	・基調講演 10月31日 28名 ・スキルアップ講座 3月2日 8名、3月3日 6名	—				子ども家庭支援課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
259	新宿区子ども未来基金を活用した助成事業	子育て家庭の福祉の向上を図り、子どもたちの生きる力を育むことを目的として、区民等が行う活動に対し、資金の一部を助成するほか、コンサルティングを活用した地域活動支援を行います。 令和5年度より、助成率を引き上げるほか、利用人数や活動回数が多い活動に対し助成額を加算して助成します。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども未来基金助成金9活動への助成 地域活動支援2団体1個人への支援 	未来を担う子どもへの支援の輪が広がるよう、継続して実施していきます	_1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	子ども家庭課
260	児童館自主事業運営委員会の活動	児童館において区民による自主事業を行い、子ども同士や高齢者等の交流を図ります。	10館で実施	-				子ども家庭支援課
261	落合三世代交流事業	西落合児童館内に、区民との協働により、幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として「落合三世代交流サロン」を開設しています。事業運営は区民有志からなる「落合三世代交流を育てる会」に委託しています。	<ul style="list-style-type: none"> 落合三世代交流サロン利用者総数：3,392人 新型コロナウイルス感染症対策のため、一部プロジェクトのみ実施 プロジェクト参加者数（内訳） <ul style="list-style-type: none"> カフェ 0人 リサイクル 312人 レク&カル 92人 子育て 135人 ミニFM 17人 	幅広い世代が参加する事業を展開し、交流の活性化を図っていきます。				子ども家庭支援課
262	児童と高齢者の交流	児童館と地域交流館等高齢者の利用施設の合築施設において、行事等を契機に交流する機会を設けます。	8館で実施	継続して交流する機会を設けていきます。				子ども家庭支援課
263	市街地再開発事業等における子育て支援施設の誘導	市街地再開発事業等においては、地域特性等や、プロジェクトの特性に配慮した上で、保育所等の子育て支援関連施設の設置を誘導し、安全で快適に住み続けられるまちづくりを実現します。	なし ※現在事業中の西新宿五丁目北地区は令和5年度、西新宿五丁目中央南地区は令和7年度に、それぞれの施設建築物内で保育所開設予定。	-				防災都市づくり課
264	家庭の教育力向上支援	時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、多様な形態による支援を実施します。PTAとの連携により多様なテーマで「家庭教育講座」を開催する他に、休日等保護者の参加しやすい日程や形態で「家庭教育支援セミナー」を実施します。講座等に参加できない保護者には家庭教育について考える機会となるよう「家庭教育ワークシート」等を作成して配布します。 また、「入学前プログラム」では、入学前に保護者が集まる保護者会の機会を活用して、入学を機に保護者としての意識を再認識し、保護者同士の仲間づくりにつなげてもらうためのワークショップや、子どもの仲間づくりのためのプログラムを、学校の実情に適した形態で実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 「PTA研修会」実施回数7回、延べ参加人数1,329人 「専門家派遣研修」単位PTAへの専門家講師の派遣による研修小学校 延べ4校 「家庭教育講座」実施回数22回延べ参加人数699人 「入学前プログラム」29校で開催 延べ1,395人参加 「家庭教育支援セミナー」実施回数2回（2テーマ）対面2回（2テーマ） 「家庭学習のすすめ」A4版のリーフレットで小学生用と中学生用の2種類を配布 「家庭教育ワークシート」改訂版を作成令和3年度作成分の配布（区立全小学校29校・中学校10校、区立保育園・幼稚園・子ども園、私立幼稚園・保育園・子ども園） 	-				教育支援課
265	メンタルサポートボランティア	目白大学心理カウンセリング学科の学生及び大学院生のボランティアを小・中学校に配置し、児童生徒の相談相手や学習補助等を行い教育活動の補助をします。	心理の専門性を生かしたボランティア：12名配置（12校に派遣）	-				教育支援課
	協働推進基金助成金	区財源と区民・事業者等からの寄附金を財源とした協働推進基金を活用し、NPO等の社会貢献活動を行う団体に対して助成します。	団体による単独事業助成（一般事業助成）を2事業採択した。うち1事業について、歌舞伎町に集まる若年女性を犯罪から守り生活の立て直しを支援する「歌舞伎町夜間ハートルールと相談所事業」を採択し助成を行った。		_1_教育の支援	1.8_その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	地域コミュニケーション課

4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業	共通		
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
266	子育て応援ショップの登録促進	子どもを連れて人へ配慮する取組みを行う区内の商店、飲食店などを「子育て応援ショップ」として登録し、ステッカーの交付やホームページでの店舗等のPRを行います。 また、区有施設における授乳可能なスペース等の情報とともに、ホームページやスマートフォンアプリで検索できるようにします。 親子で外出しやすいまちづくりを通して、地域全体で子育てを応援する気運を醸成します。	・登録件数：486店 (うち商店会1件)	・子育て応援ショップ累積登録件数 700店				子ども家庭課
267	バリアフリーの基盤整備	バリアフリー法に基づき策定した新宿区移動等円滑化促進方針により、誰もが円滑移動を確保できるよう区内全域のバリアフリー整備を一層促進します。また、ホームドア設置補助等により、鉄道駅のバリアフリー化を推進していきます。	・新宿区移動等円滑化促進方針推進協議会設立 ・イベント等にて移動等円滑化促進方針を周知啓発 ・令和4年度に1駅ホームドアが設置され、49駅中43駅にホームドアが設置されている。(130ホーム中99ホームにホームドア設置)	・令和3年度に移動等円滑化促進方針を策定、策定後は、継続的な周知啓発、関係機関等と協議 ・49駅中43駅にホームドア設置(130ホーム中99ホームにホームドア設置) (令和5年度)				都市計画課
268	ユニバーサルデザインまちづくりの推進	新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの普及啓発や施設整備を図り、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。	・普及啓発 「UDまちづくりニュースレター」の配信：年4回	新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議制度の見直しにより、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を踏まえた建物の整備を推進していきます。 ・普及啓発 適合証の交付・掲示等を継続して実施				景観・まちづくり課
269	清潔できれいなトイレづくり	公園トイレと公衆トイレを、清潔でバリアフリーに配慮した誰もが利用しやすいトイレに整備します。	・トイレの改修(バリアフリートイレの設置等)1か所 バリアフリー対応箇所数 計55か所 ・洋式トイレ化 7か所 洋式トイレ化対応箇所数 計93か所	・バリアフリー対応箇所数 計57か所 ・洋式トイレ化対応箇所数 計94か所 (令和5年度)				みどり公園課

4-3 もっと安全で安心なまちづくり

270	みんなで進める交通安全	[交通安全教室]：幼児期からの交通安全教育が重要であるため、保育園、幼稚園及び小学校で、警察の指導による交通安全教室を実施しています。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方を指導する自転車教室を、中学生向けにスタントマンを活用した自転車交通安全教室を実施しています。 [交通安全総点検]：毎年5～6校の通学路の交通安全総点検を計画的に実施していきます。	・交通安全教室：小学校で23回実施 ・スタントマンを使った自転車交通安全教室：中学校で2回実施 ・交通安全総点検：小学校4校、学童クラブ6施設で実施	継続して実施していきます。				交通対策課
271	安全教育の推進	安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるよう、各区立学校で学校安全計画により意図的・計画的な安全教育を実施します。 小学校では地域安全マップの作成を教育課程に位置付け、全校で実施します。さらに、関係部署と連携し、小・中学校において自転車教室や交通安全教室を開催します。	・セーフティ教室の全小・中学校での実施 ・防犯啓発冊子の小学校新1年生への配布	継続して実施していきます。				教育調整課 教育指導課
272	緊急避難場所「ビーボ110ぼんのいえ」	子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ビーボ110ぼんのいえ」の普及、啓発等について、警察や地域と協力して推進します。	・区内4警察署・危機管理課・教育委員会・特別出張所との連絡会議の開催：1回/年 ・令和5年3月31日現在登録件数：1,190件	「ビーボ110ぼんのいえ」が子どもの緊急避難場所として有効に機能するよう、継続して取組みを推進します。				子ども家庭課
273	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	子どもの安全を守るため、「しんじゅく安全・安心情報ネット」により、地域や行政機関等から寄せられた犯罪・事故・不審者に関する情報を区民の方に提供していきます。	・事件情報、不審者情報、特殊詐欺被害防止のための注意喚起等の配信：83件	迅速で的確な情報提供に努めます。				危機管理課
274	新入学児童に対する交通安全対策	区立小学校1年生を対象に、交通安全意識啓発用として、ランドセルカバー、黄色い帽子を配付します。	・全区立小学校及び新宿養護学校1年生(1,890人)に配付	—				学校運営課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
275	子ども安全ボランティア活動の推進	子どもの安全確保のために、子どもの安全を見守るボランティア活動の推進を図り、防犯用品の配付等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 区立幼稚園のPTA（新入園児用）と区立小学校のPTA（新1年生用）へ防犯パトロールプレート配布 幼稚園400枚、小学校2,200枚 小学校PTA連合体の各校へ手回し充電ラジオ配布（計60個） 中学校PTA連合体の各校へ手回し充電ラジオ配布（計11個） 	—				教育支援課
276	小・中学生への防犯ブザーの配付	区立小・中学生に防犯ブザーを配付し安全教育に努めます。私立等の小・中学生には希望者に貸与します。	<ul style="list-style-type: none"> 区立小学校1年生、4年生に配付：計3,590人 区立中学校1年生に配付：1,074人 	—				学校運営課

4-4 未来の子どもたちへの環境づくり

277	通学路における防犯カメラの運用	区立小学校の通学路に設置した防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ります。	防犯カメラの運用による、犯罪に対する抑止効果の向上及び児童の安全確保 29校 167台	—				教育調整課
278	環境学習情報センターの管理運営	環境保全意識の普及・啓発、環境情報の発信を行い、環境活動の交流の拠点となる施設を目指します。また、区民、団体や事業者との協働で、地域とのつながりを重視した事業を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> 来館者数：20,115人（通算来館者数548,251人） 区民キャリア登録団体：31団体 環境学習情報センター登録団体：33団体 	各年度の来館者数を前年度の来館者数より増加させることを目指します。				環境対策課
279	地球温暖化対策の推進	区民一人ひとりの省エネルギーに対する意識向上を図り、身近な省エネ行動を始めるきっかけとなるよう、新宿工コ隊の登録者数を増やし、みどりのカーテンの普及、新宿打ち水大作戦などの事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー・省エネルギー機器等補助（個人向け）：306件（46,353,000円） みどりのカーテン普及啓発事業：750件（区民631件、区有施設等119件） カーテン数2,310枚（区民631枚 区有施設等1,679枚） 新宿打ち水大作戦：98件（参加人数約4,380人） 新宿工コ隊：6,144隊員 カーボンオフセットの取り組み 「新宿の森・伊那」（長野県伊那市） 森林整備（間伐） 「新宿の森・沼田」（群馬県沼田市） 森林整備（下草刈） 「新宿の森・あきる野」（東京都あきる野市） 森林整備（除伐・枝打ち） ※環境体験学習は全て新型コロナウイルス感染症対策のため中止	<ul style="list-style-type: none"> 新宿工コ隊登録者数 6,900人 区民によるみどりのカーテン新規設置枚数 400件/年（令和5年度） 				環境対策課
280	環境学習・環境教育の推進	「環境学習ガイド」の活用等により、学校教育、生涯学習などの様々な場における環境学習・環境教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習ガイド作成：15,000部 エコ・チェックダイアリー作成：5,000部 環境日記：応募1,204冊 環境絵画：応募261作品 夏休み子どもエコ講座：参加者3,471人（オンデマンド講座） 環境学習発表会：新型コロナウイルス感染症対策のため、学校ごとのオンラインによる実施 	<ul style="list-style-type: none"> 環境絵画展・環境日記展の応募者数の増加を目指します。 継続して実施していきます。 				環境対策課（環境学習発表会は教育支援課）
281	アユが喜ぶ川づくり（神田川河川公園の整備）	アユ等の水生生物が息できる水辺空間の創出を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 親水テラスの一般開放（20日間） 神田川ファンクラブ（4回運営） 夏休み子ども体験講座（3日間） 神田川ふれあいコーナーの運営・管理 	<ul style="list-style-type: none"> 神田川ふれあいコーナー親水テラスの運営継続 神田川ファンクラブの運営継続 				みどりの公園課
282	リサイクル活動センターの管理運営	ごみ減量及びリサイクル活動を推進し、資源循環型社会の形成に資する総合活動拠点として運営を行います。環境学習や施設見学のプログラムを通じ、次代を担う子どもたちに対して、環境・3R意識の醸成と啓発を図ります。	新宿リサイクル活動センターと西早稲田リサイクル活動センターの合計 <ul style="list-style-type: none"> 環境学習：12回実施 施設見学：9回実施 職場体験：5回実施 	—	_1_教育の支援	1.8.その他の教育支援	1-(8)-④多様な体験活動の機会の提供	ごみ減量リサイクル課

共通				新宿区子ども・子育て支援事業	子どもの貧困対策等に資する 新宿区の事業			共通
番号	事業名	事業の概要	令和4年度の主な実績	令和6年度目標	子供の貧困対策に関する 大綱（令和元年11月）			担当課
					大項目	中項目	小項目	
283	特定住宅の管理運営	20歳未満の児童を扶養する世帯で、所得が一定基準の国内在住者に対し住宅を提供します。	年度末管理戸数：378戸	—	2.生活の安定に資するための支援	2.5.住宅に関する支援	—	住宅課
284	区営住宅の管理運営	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な使用料で区営住宅を提供します。区営住宅の種類には、一般向け・高齢者向け・障害者向け・ひとり親世帯向けなどがあります。	年度末管理戸数：1,058戸	—	2.生活の安定に資するための支援	2.5.住宅に関する支援	—	住宅課
285	高齢者や障害者等の住まいの安定確保	高齢者、障害者及びひとり親世帯で、一定の条件に該当する世帯が、民間賃貸住宅の賃貸借契約の際に保証会社を利用する場合に、保証料の一部を最長10年間助成します。また、区と協定を結んでいる保証会社をあっ旋します。そして、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会において、構成する団体間で高齢者等の住宅確保要配慮者に対する様々な支援について、情報共有と連携体制の強化を図り、円滑な入居の促進に取り組んでいきます。	・助成件数：48件 (うち、ひとり親世帯9件)	—	2.生活の安定に資するための支援	2.5.住宅に関する支援	—	住宅課
286	住み替え居住継続支援	居住する区内の民間賃貸住宅の取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者、障害者及びひとり親世帯の円滑な区内転居を支援するため、転居に係る費用の一部を一時金として助成します。	・助成件数：7件 (うち、ひとり親世帯0件)	—	2.生活の安定に資するための支援	2.5.住宅に関する支援	—	住宅課
287	民間賃貸住宅家賃助成 (子育てファミリー世帯向け)	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の児童を扶養している世帯に対し、家賃の一部を5年間助成します。	・助成件数 新規分：50件 継続分：191件	—	2.生活の安定に資するための支援	2.5.住宅に関する支援	—	住宅課
288	ワンルームマンション 条例の運用	一定規模以上のワンルームマンション等に家族向け住戸の設置を義務づけることなどを内容とする「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」について、同条例に基づく申請・届出の審査を行います。	計画書受理件数：25件 変更計画書受理件数：19件 完了届受理件数：24件	—				住宅課
289	多世代・次世代育成居住支援	【多世代近居同居助成】 区内で新たに近居又は同居を開始する子世帯及びその親世帯を対象に、近居・同居に係る初期費用の一部を助成します。 【次世代育成転居助成】 区内に居住する義務教育修了前の子どもを扶養する子育てファミリー世帯が、子の出生や成長に伴い区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引っ越しに係る費用と転居前後の家賃の差額を2年間助成します。	・多世代 予定登録：8件 助成決定：8件 (うち子育て2件) ・次世代 予定登録：23件 助成決定：18件	・多世代近居同居助成：50件 ・次世代育成転居助成：50件 (令和5年度)	2.生活の安定に資するための支援	2.5.住宅に関する支援	—	住宅課